

第四次川内村総合計画

平成25年3月

福島県双葉郡川内村

第四次川内村総合計画の策定にあたって

私は、昭和29年1月9日に川内村に生まれ、高校・大学の時期を村外で過ごした後、川内村にもどり、家業を営みながら商工会青年部や消防団など地域の活動に参加してきました。そして9年前から縁あって村政を担うこととなりました。なぜ政治家を志したのか？漠然とした答えですが、若いころからいつも田舎の原風景や牧歌的な雰囲気大切にしながら、農山村に住み続ける生きがいや誇りを見いだせる村、誰にでもチャンスや可能性がある地域にしたいと思っていました。村長に就任してからは、常に人生の大部分を過ごしてきた川内村をより良くするために何ができるのか、何をすべきかを自問自答し続けてきました。折しもそのような中、平成23年3月11日の東日本大震災にともなう原子力発電所事故が起こり、ふるさと川内村の姿は一変してしまいました。



当然のことながら、この川内村の村政を委ねられた私の判断についても、原子力発電所事故後混乱困惑が続き、刻々と変化する切迫した時間の中で適切な対応が出来るのだろうか思い迷うことが何度もありました。しかし、私としては「村民の皆さん」「村民の皆さんの生活」「村民の皆さんの川内村」を守るため、「迷ったら一歩前へ」の信念のもとに決断をし、一日も早く村に戻る環境を取り戻すために全力を傾注してまいりました。そして、この度、今後の村の復興と近未来の方向性を示す「第四次川内村総合計画」を策定いたしました。

過去に類を見ない未曾有の大災害後の混沌とした中で、この計画の策定にあたり、福島大学の山川先生をはじめ村内外の各分野の方々のご理解とご協力を得て「第四次川内村総合計画策定委員会」を立上げ、村の将来を見据えた基礎づくりとなる計画とするために各委員の方々から頂いたご意見を盛り込み、計画を策定いたしました。その過程で、村内や避難先で懇談会を開催するとともに、青年層や婦人層および高齢者層等のみなさまからご意見もいただきました。また、川内中学校の3年生からも村の復興に対する提言をいただきました。

これからは、多くの方々の熱意のもとで策定したこの「第四次川内村総合計画」を基に、「新生かわうち」の実現をめざして、村政を担って参りたいと思います。ただ、これからも村民の皆さまにより一層のご理解とご協力を頂き、みなさまと共に行動して行かなければ、村の再生・復興を果たすことができません。

私は、平成23年3月11日の大震災、さらには原子力発電所事故前の状態に、すべての物事を取り戻すことは出来ないと思っています。しかし、事故以前の状態よりも少しでも前に進んだ川内村を創造し、村民の皆さんの生活環境の向上と心の豊かさを育むことのできる村づくりに邁進し、生きがいや誇りを取り戻したいと考えております。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、ご尽力賜りました委員や村民の皆さまに感謝を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

平成25年3月吉日

川内村長 遠藤雄幸

第四次川内村総合計画（目次）

I	第四次総合計画策定の背景と位置づけ	1
	1. 計画策定の背景	1
	2. 計画の位置づけ（復興計画と総合計画）	2
	3. 第四次総合計画の計画期間	2
II	第四次総合計画の基本理念等	3
	1. 計画策定の基本理念	3
	2. 村づくりの基本目標（将来像）	4
	3. 村づくりの進め方（段階的な村づくりのシナリオ）	4
	4. 村づくりの5本の柱	7
III	第四次総合計画の体系	9
	1. 第四次総合計画の施策体系と主な課題・施策・事業	9
	2. 小分類別にみる主な施策事業等	10
IV	基本計画	20
	[I] 暮らしを守り・生活を高める村	21
	[II] 村民一人ひとりが輝く村	37
	[III] 魅力と賑わいの生れる村	51
	[IV] 村民とともに歩む村	62
	[V] 新たな創造に取り組む村	71
V	「町外コミュニティ」受け入れについて	76

I 第四次総合計画策定の背景と位置づけ

1. 計画策定の背景～これまで(過去)といま(現在)そしてこれから(将来)～

- ・ 川内村では、これまで第三次総合計画(計画期間平成 15 年度～平成 24 年度)のもと、「この村を愛し、先人の偉業を受けつぎ、村民としての自覚と誇りをもち、力を合わせて明るい村をつくる」という村民憲章の精神を基本理念とし、これを実践するために、『人と大自然が共に輝き 健康で文化の漂う活力のある村～山林都市「川内高原」の創造～』を将来像に掲げ、「たのしいね みんなで育む 元気な村づくり」を合言葉に行政と村民が協力しながら村づくりを進めてきました。
- ・ 川内村では、双葉地方8ヶ町村の構成員として、救急・消防、ゴミ・し尿処理、火葬場等の生活インフラ(基盤)をはじめ医療や買物、就業、就学等の日常生活など様々な面で、双葉郡内の近隣町村との強い広域的な連携の下に、村民の日々の生活が営まれ、暮らしの利便性や公的サービスの水準を維持・向上してきました。
- ・ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下、原子力発電所事故)という大災害により、双葉地方全体が、これまで誰もが想像し得なかった多大な被害を受け、地震の被害は少なかった川内村においても放射性物質による汚染により、全村民が村外に避難せざるを得ない状況に見舞われました。
- ・ このような未曾有の環境変化の中で、村では、平成 24 年 1 月に双葉地方で最も早く「帰村宣言」を行い、村の復旧・復興にたちあがりました。その後、順次村民が村に戻ってきているものの放射能汚染への不安や生活環境の激変により、いまだ多くの村民が、村外での生活を余儀なくされている状況にあります。
- ・ こうした将来を見通すことのできない困難な状況下にあって、第三次総合計画の計画期間が終了する節目にあたる川内村では、双葉地方全体の復興を視野に置きながら、これからの川内村が進むべき方向を、村民と共有し、復興から創造に向けて村民と共に歩むための村づくりの新たな指針として、復興計画と連動した第四次総合計画を策定します。



2. 計画の位置づけ（総合計画と復興計画）

- ・ 第四次総合計画は、第三次総合計画（計画期間平成 24 年度まで）の計画期間の終了を受けた新たな村づくりの指針として作成するものであるとともに喫緊の課題である川内村の復興に向けた計画と連動する計画とします。
- ・ 策定の背景にみるように、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と原子力発電所事故により、川内村を取り巻く環境や村の姿は被災前の状況から、大きく変化しています。また、復興をめざす川内村の村づくりと深く関連する双葉地方全体の復興の今後の状況についても先を見通せる状況にはありません。
- ・ このような状況の下で、川内村では、平成 23 年 9 月に災害復興ビジョンを発表し、平成 24 年 1 月に全村帰村宣言をし、復興に向けた事業の検討を行ってきました。
- ・ 現在、双葉地方の他町村の帰還・復興の見通しは、全く不透明な状況にあることから、村では、第四次総合計画の策定に当たり、これまでのような 10 年間を見通した中長期にわたる計画を作成することは難しいと判断し、以下のような考えの下で当面 5 年間を視野に新しい総合計画を作成することとしました。
- ・ 第四次総合計画では、総合計画の基本理念や村づくりの基本目標および段階的な村づくりのシナリオと村づくりの 5 本の柱に基づく総合計画の施策体系を示すとともに、「川内村災害復興ビジョン」を受けて喫緊の課題に対応し、当面重点的に実施する予定の施策・事業を明記した「川内村復興計画」と連動する形で、施策の方向と具体的な内容を示した「基本計画」を中心に位置づけました。
- ・ 今後については、川内村のみならず、双葉地方他町村の帰還・復興の進捗状況を見ながら、概ね 5 年後の 2018（平成 30）年頃に、川内村を取巻く環境変化や広域的な動向をふまえて計画を見直し、第五次総合計画に引き継ぐことを考えております。
- ・ 第四次総合計画の策定に当たっては、村の将来を左右する重要な計画づくりであるという認識の下で、職員による「第四次「川内村総合計画素案策定員会」はもとより、村内外の各層 36 名の参加による「第四次総合絵計画策定委員会」を設置し、5 回に渡り協議を重ねるとともに、全世帯に対する村民意識調査を実施し、村内および仮設住宅における自治区、若者、婦人会、老人会等を対象とした様々な懇談会などの村民参加による意見交換の機会を設け、村民のみなさんの意向や提案ふまえた上で、「総合絵計画策定委員会」から答申を受け、村の計画として取りまとめました。
- ・ また、川内村の復興に向けた計画の実施に際しては、こうした取組みを、さらに加速していくことが必要不可欠と考えており、今後の状況変化や計画の進捗に応じて適切に見直す方向で第五次総合計画の策定に向け引き続き、村づくりへの村民参画の仕組みを適切に確保しつつ、計画の推進等を図っていくことにしました。

3. 第四次総合計画の計画期間

計画期間 平成 25 年度から 29 年度の 5 年間を基本とします（ただし、状況変化に迅速・柔軟に対応するため必要に応じ、適宜見直すこととしました）。

Ⅱ 第四次総合計画の基本理念等

1. 計画策定の基本理念

「広域的役割を大切に双葉地方復興の礎を築きます」

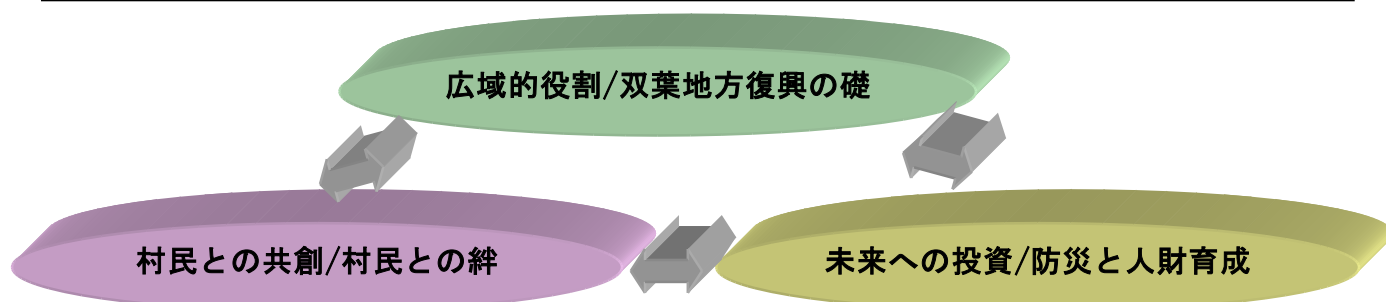
- 川内村では、全村避難から 10 ヶ月で帰村宣言を行い、最も早い帰村を行いました。しかし、川内村の復興は、双葉地方との連携した復興がなくては実現しません。村は、生活環境や雇用など村民の帰村を促進するための復興事業を先行的に進めていくことにより、双葉地方復興のフロントランナー(先導役)として復興の礎を築くという役割を担うこととなります。そこで本計画を広域的な役割をふまえた村づくりの指針と位置づけます。

「村民との共創により村民の絆を大切に村づくりを進めます」

- 川内村では、帰村した人、帰村ができない人、帰村を迷っている人などすべての村民との絆を深めます。村民の帰村を促し、原子力災害からの復興を達成し、さらなる「新生かわうち」の創造を実現していくために、村を構成するすべてのコミュニティや村民一人ひとりと行政が一体となり、地に足のついた村民総参加型の村づくりを進めていく必要があります。そこで本計画を村民に向けた村からのメッセージとし、村民と共有する村づくりの指針と位置づけます。

「未来への投資の視点から災害に強い村づくりと人財を育てる村をめざします」

- 福島第一原子力発電所では、今後廃炉に向けた取組みが進むと予想されますが、依然として、完全に安全な管理下にあるとはいえない側面もあり、子どもを持つ若い世代の帰村が進みません。また、今後も東日本大震災にみられるような大規模な災害発生の可能性を否定する事はできません。こうした中で、今回の大災害の経験をふまえ、多様な分野にわたるハード・ソフト両面から『災害に強い村づくり』を実現することこそ、村民の強い願いであり、最重点課題です。そのため、今後は災害の防止や災害時の緊急対応、災害後の復旧などを視野に入れ、復興関連プロジェクトにより整備される施設や導入される事業を積極的に活用することにより、名実共に「災害に強い持続可能な村」を実現させることが不可欠です。
- 村の財(たから)である子どもたちが安心して高等教育を受けることができ、将来は、帰郷を含め村の発展に貢献し、村内外で活躍できる人財を育み「明日の人財を育てる村」の実現こそ未来を見据えた重要な政策となります。
- 本計画を、5 年間の計画期間にとどめることなく、長期的な視点で、周辺市町村との連携と相互補完の関係を築きながら「未来の生活環境や人財育成への投資」を見据えた村づくりを指針と位置づけます。



2. 村づくりの基本目標（将来像）

将来に向けての村づくりの目標像については、村民のみなさんの思いを大切にしながら、村と村民が一丸となって、災害からの復興を実現するとともに、さらに未来につながる新しい川内村を創造していくという強い気持ちを込めて以下のように設定します。

災害復興から地域創造へ

～共に創ろう “強くやさしい 新生かわうち” の未来～

（行政と村民で）

（災害に強く人（村民）に優しい）

（新たな希望が生まれる）

3. 村づくりの進め方（段階的な村づくりのシナリオ）

（１）「復旧から復興の段階」

……主に復興計画に反映される内容です（当面３年程度）

復興計画に基づく施策や事業の実施により、村民全てがふるさとに戻れる『いのち・くらし・きずな』を取り戻す村づくりを進めます。

- 川内村では、まず何よりも安全に住める環境を整備することが不可欠と考えます。このため、村民が納得できるまでの徹底した除染による、空間線量の軽減との継続的モニタリングにより、子どもからお年寄りまで、すべての年代の村民が村に戻り、放射能の脅威から解放され、安心して暮らすことができる環境を整備します。

⇒徹底した除染およびモニタリングなどによる空間線量の低減と日常的な放射能管理・健康維持体制の充実

- 安全に住める環境を確保した上で、これまで以上に不便なく暮らせる生活のインフラを整備します。中長期にわたることが予想される富岡町をはじめとした双葉郡内の町村の帰還と復興の進捗を踏まえつつ、東日本大震災と原子力発電所事故により失われた、当面の暮らしの利便性を取り戻しつつ、村内あるいは、いわき市・田村市・小野町などとの連携のもとで日々の暮らしを支える生活環境を整備します。

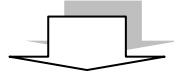
⇒住宅、買い物、医療、教育（高校通学や中高一貫教育を含む）、交通アクセス、介護・福祉、ごみ・下水汚泥処理、火葬 などの生活環境の維持・向上

- これらの環境整備にあわせて、地域産業の再生や企業誘致、新たな産業おこし等を通じ原子力発電所関連産業に代わる継続的で安定した雇用や所得機会を創出します。

⇒農業再生（野菜工場等）、企業誘致、生活サービス関連ビジネス、再生可能エネルギー関連産業育成 など

- あわせて継続的に村内（帰村民）の絆、村外（避難住民や村応援団など）との絆などふると川内の絆（心の拠）を醸成していきます。

⇒帰村民者のコミュニティ再生、避難村民のコミュニティ維持、復興を媒介とした地域間交流の促進、内外の全村民との情報共有 など

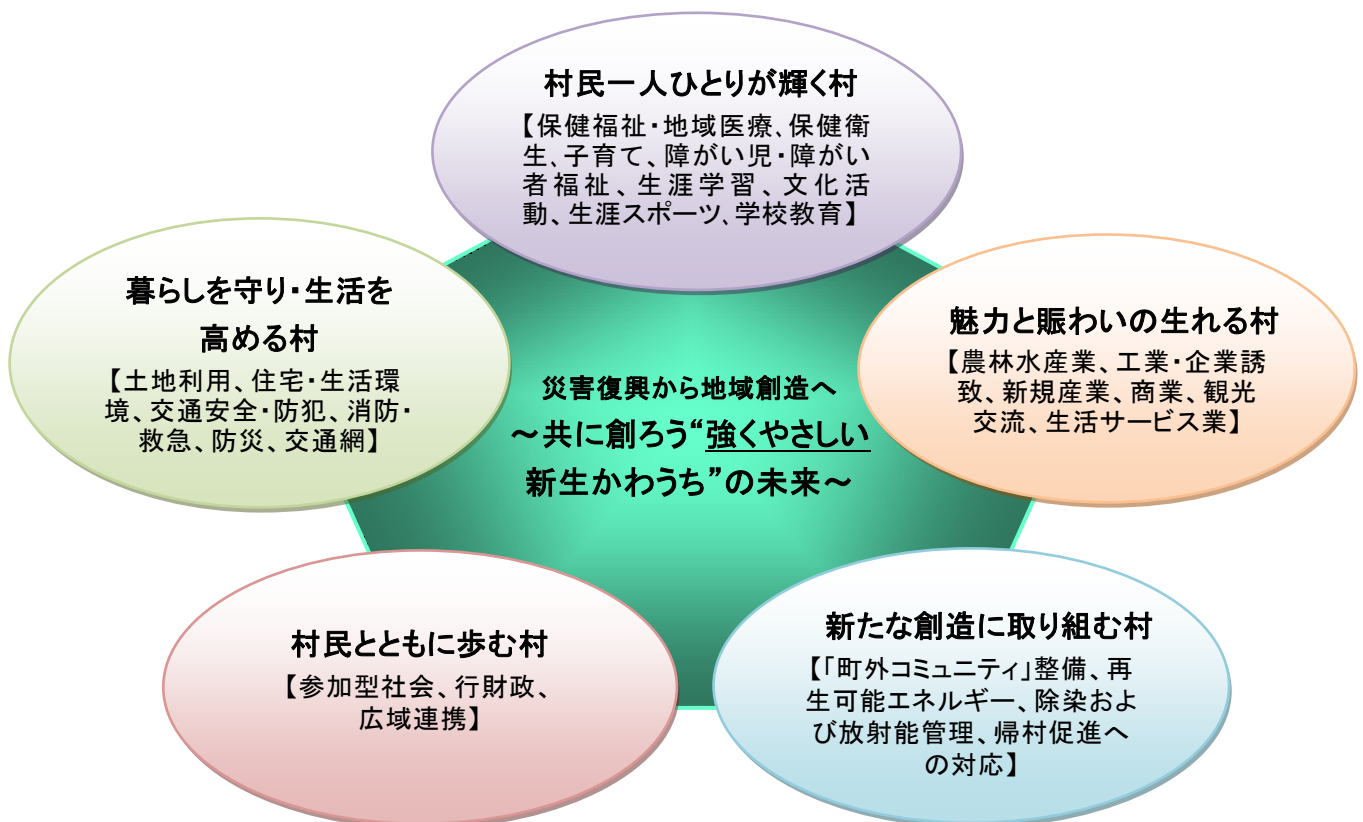


(2)「復興から創造の段階」

……総合計画に反映される内容です(概ね5年(基本計画):状況変化に応じて随時見直し)

復興事業(公共事業や施設整備が中心)で整備された村の基盤(ハード)や施設、新たな制度などを戦略的に活用して、第三次総合計画の基本構想の精神を引き継ぐ村づくりの4本の柱に震災と原子力発電所事故からの復興に向けた新たな村づくりの柱を加えた「新生かわうち」実現に向けた村づくりの5本の柱を設定し、中長期的視点に立って持続可能な『くらし・しごと・ひと』を育む村づくりの施策をハード・ソフトの両面から柔軟かつ果敢に展開していきます。

基本計画の5本の柱

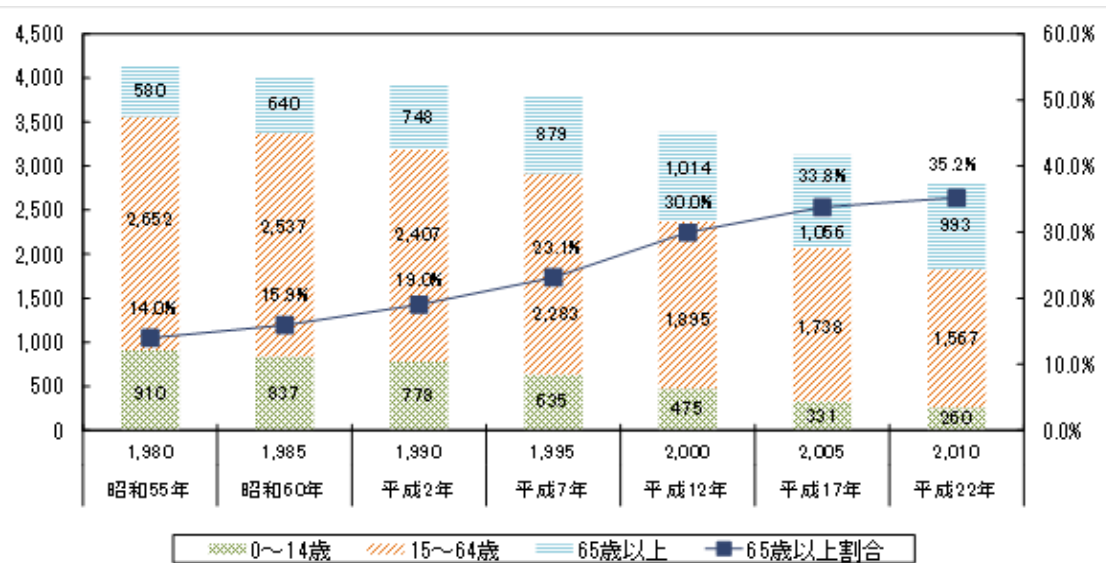


(3)「将来人口の考え方」

川内村は、昭和 34 年以降人口流出が続き、震災前には約 3000 人まで減少していた。我が国全体でも本格的な人口減少と高齢化が進む中で、すでに高齢化による自然減が始まっていた川内村は、原子力発電所事故により全村民が避難し、一時的に人口がゼロの状態となりました。現在の帰村者が 1000 人程度の現状からすると、まずは被災前の人口に回復するための施策を講じ、全ての村民が帰村した上で、さらに自然減を補うための新たな住民の入村を促す必要があり、3000 人という人口の確保も、そう簡単に実現できる状況とは言えません。

そのような現実をふまつつも、本計画では、厳しい状況の中においても、多くの村民が望んでいる、「いつかはふるさと川内に戻りたい」という思いや「自らの意思で戻ってきた村民を大切にしてほしい」という気持ちを大事にしながら、官民一丸となって、まず、村民すべてが戻ることのできる村を実現し、さらに広域的見地に立って「新生かわうち」に暮らしたいという人たちを受け入れることにより、震災前の人口規模に回復することを目標とします。

川内村の人口と高齢化率の推移



	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
合計	4,142	4,014	3,933	3,797	3,384	3,125	2,820
0～14歳	910	837	778	635	475	331	260
15～64歳	2,652	2,537	2,407	2,283	1,895	1,738	1,567
65歳以上	580	640	748	879	1,014	1,056	993
65歳以上割合 (高齢化率)	14.0%	15.9%	19.0%	23.1%	30.0%	33.8%	35.2%

(資料) 国勢調査

(注) 川内村の人口は、昭和 30 年以降人口減少と高齢化が続いている。また、2011. 3. 11 東日本大震災と原子力発電所事故による全村避難を経て 2012 年末現在での帰村者は、高齢者を中心に 1000 人程度

4. 村づくりの5本の柱

村づくりの基本目標に掲げた「共に創ろう 強くやさしい 新生かわうちの未来」の実現をめざし、復興から創造へ向けた村づくりを推進するために、以下のような「政策の5本の柱」を設定し、それぞれの柱に沿って具体的な施策・事業を推進していきます。

○ “暮らしを守り・生活を高める村”

～川内村ならではのさわやかで心地よい農村空間を活かしつつ、災害に強く、安全や利便性を図り、生活を高められる村～

◆ 農村空間を活かした快適な村づくり[総合的土地利用、住宅・生活環境の整備]

自然環境保全や農村風景との調和した総合的な土地利用の下に、災害からの復興にともなう受け皿としての新しい住宅・宅地の整備や上下水道、廃棄物処理等の生活環境の整備など快適な村づくりを計画的に推進していきます。

◆ 安全で安心な村づくり[交通安全・防犯の充実、消防・救急、防災対策の充実、交通網の整備充実]

地震や原子力災害など広域的な災害の経験を活かし、消防・救急、防災対策(災害防止、緊急時避難用施設整備、災害復旧体制等)の強化および防犯・交通安全、さらには生活の利便性と災害時の避難等を含めた道路整備など安全かつ安心、利便性の高い村づくりを計画的に推進していきます。

○ “村民一人ひとりが輝く村”

～少子高齢化進展の中でも、村民の健康で安心な暮らしと人財を育む教育により、豊かな心を持った村民が輝く村～

◆ 健康で安心して暮らせる村づくり[保健福祉・地域医療の充実と健康づくり、子育て環境の充実、障がい児・障がい者福祉の充実]

少子高齢化の急速な進展が予想される中で、村民の暮らしを支える地域医療や高齢者福祉の充実、村民の健康づくりを進めるとともに、子育て環境の充実や障害者福祉の充実を図るなど、健康で安心して暮らせる、村民にやさしいきめ細かな村づくりを推進していきます。

◆ 心の豊かさとゆとりのある村づくり[生涯学習、文化活動、生涯スポーツの推進、学校教育の充実]

川内村の将来を担う大切な「人財(たから)」である子どもたちが、のびのびと学ぶ事ができるよう特色ある小中学校教育の展開や中高一貫教育の検討など、安心して高等教育が受けられる学習支援環境を重点的に整えるとともに、だれもが、いつでも、どこでも参加し、学ぶことができる生涯学習や文化活動、生涯スポーツなどを進め、心の豊かさとゆとりを育む村づくりを推進していきます。

○ “魅力と賑わいの生れる村”

～風土が育んだ地域ならではの資源を活かした農林水産業や新たな産業・雇用創出により、魅力と賑わいが生れる村～

◆ 地域資源を活かした村づくり[農林水産業の振興]

原子力発電所事故による除染や風評被害払しょくなど、3.11災害の被災からの復興を契機に、村民の深刻な高齢化や担い手不足へ対応した各種産業における土地(農地等)集約や新たな経営体の育成など、地域資源を活かした地場産業の再編に向けた村づくりを推進していきます。

◆ 新しい雇用を生む村づくり[雇用の創出(工業・企業誘致、新規産業)、商業、観光交流。生活サービス業の振興]

原子力発電所事故前の原子力関連産業への過大な依存から脱却し、新たな企業誘致や再生可能エネルギー産業の創出、地域での生活支援ビジネスの創出などによる、新たな雇用を生む村づくりを推進していきます。

○ “村民とともに歩む村”

～計画的な行財政運営と、主体的な村民参加やコミュニティ活動が両輪となって支えあう村民とともに歩む村～

◆ 村民総参加の村づくり[参加型社会の創出]

村の限られた人材や財源を精査し活用していくために、住民自治や協働の精神を育み、行政と村民が各々の役割分担を基本に、年代別や適材適所に応じ自分たちのできることから始め、村民の総参加による村づくりを推進していきます。

◆ 計画的な行政を推進する村づくり[行財政の運営、広域連携の推進]

少子高齢化や人口減少に伴う財源(税収減)の縮小に対応し、中長期的な視点のもとでの財政見直しを行い、無理無駄のない財政運営、効率的な補助・投資、新たな税収確保策の推進、広域連携の推進などによる計画的な行政運営による村づくりを推進していきます。

○ “新たな創造に取り組む村”

～3.11 災害からの復興への積極的な取組みを通じ、双葉地域の復興フロンティアとして新たな創造に挑戦する村～

◆ 復興のフロンティアとしての村づくり[「町外コミュニティ」整備への対応、再生可能エネルギーの導入促進、除染及び放射能管理への対応の強化・充実、帰村促進への継続的な対応]

災害からの復興事業を十二分に検討し、新たな事業をチャンスとして捉え、「町外コミュニティ」の可能性や再生可能エネルギー導入の検討、汚染および放射能管理への対応強化など、新たな施策により、双葉地方の復興促進のフロンティアとしての村づくりに挑戦していきます。

Ⅲ 第四次総合計画の体系

1. 第四次総合計画の施策体系と主な課題・施策・事業

第四次総合計画の施策体系						
大分類		中分類		小分類		細項目
[Ⅰ]	暮らしを守り・生活をもとめる村	1	農村空間を活かした快適な村づくり	(1)	総合的土地利用	土地利用・景観 環境
				(2)	住宅・生活環境の整備	住宅 上下水道 廃棄物
				(1)	交通安全・防犯の充実	交通安全 防犯
				(2)	消防・救急、防災対策の充実	消防・救急 防災
		2	安全で安心な村づくり	(3)	交通網の整備充実	道路 交通手段
[Ⅱ]	村民一人ひとりが輝く村	1	健康で安心して暮らせる村づくり	(1)	保健福祉・地域医療の充実と健康づくり	高齢者保健福祉 地域医療 保健衛生
				(2)	子育て環境の充実	子育て環境
				(3)	障がい児・障がい者福祉の充実	障がい児・障がい者福祉
		2	心の豊かさやゆとりのある村づくり	(1)	生涯学習、文化活動、生涯スポーツの推進	生涯学習 伝統文化活動 生涯スポーツ
				(2)	学校教育の充実	高校 義務教育
[Ⅲ]	魅力と賑わいの生れる村	1	地域資源を活かした村づくり	(1)	農林水産業の振興	農業・畜産業 林業 水産業
		2	新しい雇用を生む村づくり	(1)	雇用の創出（工業・企業誘致、新規産業）	企業誘致等
				(2)	商業・観光交流・生活サービス業の振興	商業・サービス業 観光
[Ⅳ]	村民と共に歩む村	1	村民総参加の村づくり	(1)	参加型社会の創出	村民参加
		2	計画的な行政を推進する村づくり	(1)	行財政の運営	行政 財政
				(2)	広域連携の推進	広域連携
[Ⅴ]	新たな創造に取り組む村	1	復興のフロンティアとしての村づくり	(1)	「町外コミュニティ」整備への対応	
				(2)	再生可能エネルギーの導入促進	
				(3)	放射能管理への対応の強化・充実	
				(4)	帰村促進への継続的な対応	

2. 小分類別にみる主な施策事業等

小分類		細分類	施策事業等
(1)	総合的 土地利用	土地利 用・景観	・住宅地や工場誘致、公共施設等の配置を踏まえ、分野別の地域設定による土地利用方針(グランドデザイン)の検討 ・復興特区制度等を活用した土地利用上の規制緩和や許認可手続きの簡素化等の実現 ・地域コミュニティによるゾーニングを図った土地利用計画の策定 ・空き家、遊休地、耕作放棄地等の保全、管理及び有効活用の仕組み構築の検討 ・「町外コミュニティ」に関連した住宅・宅地開発、それに伴う各種の供給処理施設整備による土地利用及び景観との調和の検討 ・除染廃棄物の仮置き場等の設置の検討 ・電気電話線等の地中埋設による景観美化の検討
		環境	・きめ細やかな除染作業の継続的な実施と村民生活に配慮した除染廃棄物(放射能物質)の一時保管場所の確保 ・一次除染作業終了後における放射線量の再調査と継続的な除染と線量モニタリングの実施 ・二次除染、河川、森林等の除染方針について国へ要請するとともに、村にて対応できる方法の検討による安全で安心な生活環境の確保
(2)	住宅・ 生活環境の 整備	住宅	・「町外コミュニティ」受け入れのための住宅整備を図るとともに、避難者が帰還した際の活用方法を含めて検討 ・移住希望者のニーズを的確に把握した計画的な住宅整備(村営住宅等)の検討 ・村への居住を促すための空き家所有者及び不動産関連企業等と連携した有効活用方法の検討 ・空き家の所有者との連携調整による空き家の有効利活用の検討 ・村の気象条件に対応した住宅建築の検討
		上下水道	・井戸水検査機器設備導入による継続的な水質検査体制の検討確保 ・集合・集団化による新たな住宅整備による簡易水道的な供給システムの整備検討 ・農業集落排水事業の普及による衛生的で適正な污水处理の確保、受益者負担への理解と接続者増加による加入率向上への取り組みの強化 ・衛生的な環境整備のため農業集落排水施設への接続が困難な地域における合併浄化槽設置の促進 ・住宅地等の整備による農地転用等により土地利用形態の変化に対応した污水处理の検討

小分類		細分類	施策事業等
		廃棄物	・原子力発電所事故前の適正な広域処理の確立 ・発生する廃棄物の形態(産廃・除染)に応じた処理処分の確立 ・村にて対処出来ない廃棄物の適正処理を関係機関と調整を図る
(1)	交通安全・防犯の充実	交通安全	・高齢者ドライバーの増加に対応した運転技能及び交通安全への意識の向上を図る ・村の高齢化や子供に対応した歩道整備等、交通事故防止のための環境整備(道路整備含め)に向けた国・県への要望を含めた取り組みの実施 ・子どもの通学時の見守りなど、地域ぐるみで取り組む交通安全運動の推進
		防犯	・防犯カメラ等導入による村内の状況把握による防犯体制の整備強化 ・防犯灯設置場所の再検討、効果的で実用的な維持管理方法の検討によるLED灯化への交換・導入 ・企業と村民による定期的な防犯会議の開催、地域が一体となった防犯意識の共有、啓発活動の実施・検討 ・帰村者及び避難者のコミュニティの強化等により、地域の中での相互による見守る防犯体制の再構築 ・新たな居住者との交流拡大による防犯体制の強化
(2)	消防・救急、防災対策の充実	消防・救急	・救急搬送時における最短手法の確保及び高規格搬送・医療機器の導入 ・搬送時間短縮のための救急体制の充実(双葉広域消防の体制強化) ・救急病院までの主要道路拡幅等のため関係機関への要請 ・消防水利や消火水の放射能の汚染検査の実施及び対応策の検討
		防災	・広域的視点による防災拠点となる避難用施設整備と食料品等の保管及び備蓄倉庫の完備 ・防災無線や携帯電話を活用した防災・災害情報の発信体制の強化と民間企業との連携を含めた検討 ・災害時における避難住民の特定と迅速な指揮命令体制の確立、行政区域内・隣家との互助の環境構築 ・村内居住者の家族構成等の状況把握(帰村世帯の確認) ・非常時に村民が適切な行動するためのマニュアルの作製配布 ・平成24年～25年度改訂の地域防災計画の周知 ・地域防災計画に基づく村の防災に必要な連携支援を国・県へ要請 ・各家庭における非常食の備蓄や防災用品の保管、定期的な防災訓練の実施等、日頃からの備えを意識する啓蒙活動の実施 ・道路、河川等の災害に強いハード面での整備(改修・保全)

小分類		細分類	施策事業等
(3)	交通網の整備充実	道路	・主要道路の国道399号線・小野富岡線・富岡大越線・下川内竜田停車場線の一体的な整備を国・県へ要望 ・あぶくま高原道路延伸(常磐富岡インター)実現を関係機関への要望 ・災害時に対応した避難道路の確保による災害に強い道路網の整備充実のための国・県への要望 ・村内主要道路、橋梁等の老朽化対策の検討 ・安全確保のための村内道路の幅員拡張及びカーブの緩和策、ガードレール等付設による道路整備・改修工事の実施 ・生活道路におけるきめ細やかな維持管理の実施 ・河川災害に対応した道路改修の実施
		交通手段	・交通弱者(高齢者・自動車運転免許未取得者等)や未成年者に対する交通手段の提供(定期路線バスの運行、オンデマンドタクシーの運行など) ・生活に密着した適正路線の開設と運行
(1)	保健福祉・地域医療の充実と健康づくり	高齢者保健福祉	・保健・福祉・医療の拠点である「ゆふね」の機能の充実、村内でのケアサービス提供のための組織体制の構築 ・特別養護老人ホームと高齢者住宅の整備に向けた取り組み ・高齢者介護の総合窓口である地域包括支援センターの充実と、介護サービスの担い手の招へいや育成 ・高齢者の生きがいづくりを視野に入れたシルバー人材センター機能の早期再開に向けた検討 ・村内及び避難先での高齢者のコミュニティづくりの居場所の確保とサービスの推進
		地域医療	・医師や医療スタッフの確保や医療サービスの充実に向け、いわき市や郡山市、小野町をはじめとした周辺市町村の医療機関や高齢者福祉施設等との連携の一層の強化 ・中長期的視点から、一部の診療科目は、村外の専門性の高い病院と連携して、高度な医療を受診できる環境を確保するとともに、村からの送迎バス等を運行するなど、きめ細やかな医療サービスを提供する施策の検討
		保健衛生	・村内外の避難者及び帰村住民との交流会の開催や健康相談などにより村民の心身面での健康づくりのサポートを行う ・村民が各種健康診断を定期的に受診できるように、避難先を含めて適切な情報の発信・提供

小分類		細分類	施策事業等
(2)	子育て環境の充実	子育て環境	・子育て環境の充実のためには除染を適切に早期に進め、子どもとその家族が安心して帰村し生活できる環境を整備する ・「認定こども園・かわうち保育園」の充実と施設老朽化への対応 ・子育て世帯に対する適切な情報の提供による若者定住の促進 ・児童クラブや放課後子供教室の充実による働く子育て世帯への支援充実 ・子育て世帯への各種手当による支援策の強化
(3)	障がい児・障がい者福祉の充実	障がい児・障がい者福祉	・障がい児・障がい者に対応した介護給付や障がい福祉サービス、地域支援事業等の円滑な提供 ・自立支援のための就労機会の確保や機能訓練施設等の利用支援の充実 ・障がい児・障がい者に対する各種サービスを提供する民間事業者の誘致や育成
(1)	生涯学習、文化活動、生涯スポーツの推進	生涯学習	・コミュニティセンター施設の老朽化による建物の再整備計画の検討 ・コミュニティセンターでの機能充実のための専門指導員の配置などのソフト面での充実 ・『(仮称)復興・かわうち芸術文化大会』等のイベント事業の実現 ・生涯教育面での寺子屋の早期再開、高齢者や女性等を対象とした各種教室活動の再開と開催内容の充実 ・『(仮称)村民による生涯学習プログラム』の構築と実施 ・村民の知識人及び技能者による生涯学習教室への参画(村民間の連携による活動強化)
		伝統文化活動	・川内村三大祭りの早期再開に向けた官民での取組みの実施 ・伝統芸能の保存継承のための村民意識の復活高揚と行政における側面的な支援の実施 ・村民による伝統文化継承組織及び継承者の育成 ・既存の伝統継承芸能の重要性の周知
		生涯スポーツ	・村民の健康増進を図るために総合グラウンドや体育館等のスポーツ・健康づくりの拠点を改修又は新設するなどにより利活用の増加を図る ・河川敷を活用した健康ウォーキングエリアの検討整備 ・既存施設の活用による高齢者や婦人層などの利用者の状況に応じた用具の整備と指導者の配置充実

小分類		細分類	施策事業等
(2)	学校教育の充実	高校	・子供が川内村から高校に通学できるような通学環境の検討整備 ・高校通学のための下宿・通学等への資金的な支援策等の検討 ・村内への高校設置(中高一貫、国・県立校の誘致 など)に向けた関係機関への働きかけ ・村民及び双葉郡民が共同で生活できる学生寮などの整備を、村及び双葉地方の自治体と共同で行う
		義務教育	・少人数教育を活かした小中学校における義務教育環境の充実 ・教員赴任のための環境整備のための教員住宅の確保充実とともに、教員数の確保や教育環境の充実に向けた関係機関との連携強化 ・「かわうち興学塾」の継続的な実施と義務教育機関との連携強化による教育体制の強化 ・村の歴史や文化・伝統における学校教育の中で学ぶ機会の確保(高齢者を講師として招くなど、地域が一体となった取組みの検討) ・教育カリキュラムの多面的な教育内容の充実 ・子供たちの教育環境を整えるためPTA組織との強化・連携を図り、高校進学への教育基盤の強化
(1)	農林水産業の振興	農業・畜産業	・農地除染後の農作物作付けや収穫物に対する安全性確保策、風評被害対策等の確実な実施 ・生産物の安全性や栽培課程等を販売先や消費者に対して公表し、安全性のPR活動の充実、販売対策としての流通システムの確立 ・「川内高原農産物栽培工場」の安定的な販売先の確保・拡大による販売体制の確立 ・農作物販売収入で生計を立てることのできる仕組みづくりによる次世代の担い手の育成 ・意欲ある農業者などへの土地集約化を図り、合理的な営農の確立のために農地の生産基盤を整備し、経営の共同化、農業生産組織の法人化等の促進を図る ・農地集約化ための行政による仲介体制の検討(農業継続の意思の確認、農地の受委託や売買の調整など) ・再生可能エネルギーによる発電や熱利用による施設農業園芸の普及検討(ハウス栽培における木質バイオマス発電の余熱利用など) ・農業・農村の多面的機能を生かした維持・活用(生きがいとしての農業、健康増進のための農業、川内村の自然を守るための農業など) ・グリーンツーリズム、ワーキングホリデーの展開や教育などの分野との連携した施策の検討 ・原子力災害により、減退した畜産業の再興と経営基盤の強化

小分類		細分類	施策事業等
		林業	・村内樹木の放射性物質による汚染状況の確認とその状況を踏まえた対処策の検討(除染か、従来の樹木活用か) ・森林除染の早急実施のための方針決定と除染の実現に向けた国・県への要望 ・間伐など本来の森林施業の推進と併せた森林除染の手法検討 ・経済性や持続可能性を考慮し、安全性、多分野への経済波及効果等を考慮した木質バイオマス発電施設整備事業についての詳細検討 ・近隣市町村との連携を含め、森林ボランティアの育成や都市居住者による林業への担い手の確保と森林の施業体制や森林の適正な管理方法の検討
		水産業	・イワナ(溪流魚)及び河川等の定期的なモニタリング実施、河川及び周辺環境(山林等)の除染実施と汚染防止対策の実施(溪流釣り、イワナの種苗・放流の復活) ・イワナの郷の養殖魚や溪流魚の商品化促進と水産業に対する風評被害対策の実施 ・木戸川漁業協同組合との連携による水産事業再興とイベント開催等
(1)	雇用の創出 (工業・企業誘致、新規産業)	企業誘致等	・企業立地補助金や税制優遇措置などの各種制度を活用した幅広い分野からの企業誘致の推進 ・原子力発電所の廃炉や放射能汚染等に関連する公的機関等や新産業の核となる民間企業誘致、各種技術者養成産業の誘致 ・景観や周囲の土地利用との調和等に配慮した産業用地の確保、関連したインフラの整備推進 ・帰還のできない双葉郡内の自治体で操業していた企業や事業所の誘致やそれらの従業員用住宅等の誘致活動の検討 ・除染関係の事業所や廃炉関連事業所の誘致及びそれら作業員の宿舎の整備等の働きかけ
(2)	商業・観光交流・生活サービス業の振興	商業・サービス業	・既存事業者の経営維持と体質強化を目指すとともに後継者の育成を図る ・商工会組織を活用した経営基盤強化のための各種制度の導入助成 ・共同店舗や共同仕入等による商店経営の体質強化や新規進出商店の参入環境づくり ・村民及び高齢者向けの訪問サービスや商品の宅配サービスなどにより、官民協働による生活サービス事業の可能性検討 ・新たな村民のニーズを熟知した起業と村民やUターン者などによるコミュニティビジネスの起業・育成への支援

小分類		細分類	施策事業等
		観光	・復興に向けたイベントやPRキャンペーン・多様な広報活動等による風評被害払しょくと観光客の来村に向けた施策の実施 ・三大祭りなどのイベント復活と「川内村内獅子」「浦安の舞」など特色ある伝統芸能の継承と観光化への活用 ・村の教育的観光資源である「天山文庫」の屋根葺き替え、建物内の修繕、保存資料の継承管理や魅力ある「天山文庫」創設等の検討 ・村での暮らしの体験、除染作業や復興ボランティア、大学によるサテライト事業の活用(大学間交流によるイベント開催等)等による体験型観光の推進 ・村における既存観光資源の活用と観光資源のリニューアルや観光機能強化策の充実検討による来村者の増員を図る ・川内村をPRできる新たな特産品の開発・販売(川内村での伝統料理とのアレンジ・新規の商品開発など) ・新たな観光資源(施設整備含め)開発のための検討組織(村民や専門家を交えた)の立ち上げや観光特使制度の整備
(1)	参加型 社会の 創出	村民参加	・村のHPの充実のほか、多様な媒体を活用した村民との決め細かなコミュニケーション活動の実施 ・避難先での生活続ける村民との定期的で継続的な交流活動及び村民相互間のコミュニケーションの場の構築 ・村を訪れるNPOや大学をはじめとしたボランティア人材など、村外の方々との新たな絆づくりの拡大充実と連携強化 ・村政運営での計画策定の段階から住民の意見・提案を活かす村民参加の仕組みづくりと定期的な村民間同士による会合等による行政サービスの充実への提言 ・若者や女性・高齢者が参画しやすく、活躍できる機会の設定や村民の行政運営参加への意識風土の向上醸成 ・行政区民間の更なる交流と親睦のために老朽化や機能低下が見られる地区集会所の改修や新設を検討し、交流活動拠点の整備構築

小分類		細分類	施策事業等
(1)	行財政 の運営	行政	・復興計画と総合計画に連動した行政サービスの計画実施等の進捗・目標管理の導入（PDCAサイクルによる事業管理の導入） ・原子力災害による被害補償などに際し、村として住民目線で国及び電力会社等との交渉を進めていく専門職員の配置の検討 ・機動力の高い組織改編、人員の集中的な投入、横断的プロジェクトチーム制、国・福島県との人事交流制度の導入による復興施策の遂行能力向上 ・帰還した村民の安全・安心、利便性を高めた暮らしのできる生活環境を形成するための重点的、効果的な行政サービスの提供 ・避難先で暮らす村民の帰還を促す事業の展開を図り、村への帰属感維持向上のための継続的な支援策の検討実施 ・他自治体との連携による広域的な視点に立った行政サービス（医療・福祉・教育・廃棄物処理・防犯・消防等）の充実
		財政	・公共事業の展開による住民との役割分担や受益者負担に対する理解と公共公益施設への利用料金制度導入、効率的な事業展開を図るための住民による施設の管理運営等の検討実施 ・指定管理者制度の活用や民間事業者の参入など、民間の活力やノウハウを活かした官民協働によるコスト削減とサービス水準の向上 ・中長期的視点に立った税負担層の定住促進や企業誘致、産業振興等による歳入源（安定自主財源）の確保 ・投資的経費の戦略的な予算配分執行による中長期計画に基づく無理、無駄のない適正で効果的な財務管理による行政サービスの実現 ・配分された復興交付金の基金積立制度の創設を国へ要請による財源確保 ・公共事業展開に必要な財源確保を踏まえ、各種交付金・補助金制度の活用や税収増を目指した施策の検討や国等への新制度創設要請 ・村有地を活用した新たな歳入源確保のための施策検討と事業実施

小分類		細分類	施策事業等
(2)	広域連携の推進	広域連携	・双葉地方6町2村における更なる連携強化と、現況に即した当面の広域行政における対応策の合意形成の樹立 ・双葉地方復興のための広域的な除染作業の徹底と広域幹線道路等のインフラの新設復旧に向けた国県直轄事業の実施への要望 ・双葉地方復興のグランドデザイン、段階的実行計画等策定及び事業実施について、双葉地方6町2村が一体となり国・福島県への要請 ・避難自治体の「町外コミュニティ」形成のニーズを見据え、村内誘致に向けた環境整備の検討と先行的な事業(モデル事業)の推進 ・原子力災害により新たな自治体(いわき市や田村市、小野町、郡山市等)との連携による行政サービスの強化 ・今後の川内村を見据えた広域的な視点での行政サービスの確保と充実 ・川内村における双葉地方復興のためのフロンティア事業の推進実行
(1)	「町外コミュニティ」整備への対応		・川内村での居住に対するニーズの把握調査と実現への検討 ・「町外コミュニティ」に関連した新規の住宅・宅地開発の可能性調査と各種供給処理施設整備の必要性の調査検討 ・村内における空き家状況の確認と空き家利活用の可能性調査 ・新たな住民の受入れに対応した土地利用や行政機能等のサービス充実の検討、村民との新規住民とのコミュニティ環境の構築 ・医療・福祉・教育等の分野での対処策の検討整備
(2)	再生可能エネルギーの導入促進		・各世帯への再生可能エネルギー活用(太陽光発電等)のための各種補助制度の導入検討 ・森林再生(森林除染含め)を考慮した木質バイオマス発電事業化検討 ・メガソーラー発電や中小水力発電等の整備に向けた環境整備検討 ・行政サービスとしての再生可能エネルギー導入による事業採算性の検討調査
(3)	除染及び放射能管理への対応の強化・充実		・住民のための徹底したきめ細かな除染による放射性物質の除去と放射能モニタリングの徹底した監視(国の責任のもとでの) ・国や県と連携した健康被害予防の継続的な実施(高性能機器による健康管理や放射能被ばくの一括管理など) ・除染(放射性)廃棄物への対策(仮置き場含め)と国監視体制の確立(中間貯蔵施設への早期移転含め) ・村民の安全安心確保と帰村に向けた除染実施計画の適宜見直し除染作業の完全実施

小分類	細分類	施策事業等
(4)	帰村促進への継続的な対応	・すべての村民の早期帰村に向けた条件整備(インフラ面含め)の確保 ・帰村者促進への支援を施すための施策実施に向けた取組みを国や福島県へ要望し実現を目指す ・帰村者の生活状況の確認や避難者の意向調査や諸条件を継続に把握し、村内環境の把握と諸条件の充実を踏まえ、避難者への帰村促進への働きかけを強化する ・「ふるさと川内」への帰属感を高めるイベントや交流会の開催(若者、婦人会、老人会、学校PTA、行政区等の活動を含め) ・帰村住民と避難住民との交流の場、絆づくりの促進 ・村内における子育て環境(除染・教育等)の充実を図り、安心して子どもの心身面での成長を促すことのできる環境整備を行い、子育て世帯の帰村推進

IV 基本計画

〔Ⅰ〕暮らしを守り・生活を高める村

〔Ⅱ〕村民一人ひとりが輝く村

〔Ⅲ〕魅力と賑わいの生れる村

〔Ⅳ〕村民とともに歩む村

〔Ⅴ〕新たな創造に取り組む村

[I] 暮らしを守り・生活を高める村

1. 農村空間を活かした快適な村づくり

(1) 総合的土地利用

① 現状

- ・阿武隈高地の中部に位置し起伏の多い山岳に囲まれた高原の盆地である川内村は、村の面積の約 9 割近くを占める緑豊かな林野に囲まれ木戸川本流・支流の河川空間に沿って 5%程度の農用地（田・畑）と小規模な集落が点在し、なつかしさを覚える農山村の原風景を保ち農村空間が形成されている。第三次総合計画においても基本計画の柱に「さわやかな農村空間の村づくり」を掲げ、村民との協働と農林業振興により自然と生活が調和した風土づくりによる土地利用を行うことで、川内村が持つ農村空間を維持してきた。
- ・原子力発電所事故による放射性物質による汚染により、全村民の避難を余儀なくされ、いち早く帰村した人たちも農林業を再開できないことにより、事故以前の農村空間は取り戻されず、土地利用の秩序が失われたままの状態が続いている。
- ・現在、除染計画に基づき除染作業は進められているものの、帰村者の増加が進んでいない。今後、他自治体からの避難者等の受入れによる住宅や施設整備などを含め、景観、山林環境を含めた村全体の土地利用の実現が急務となっており、川内村の特性である豊かな農村空間を活かした快適な村づくりの基盤となる総合的な土地利用方針の検討が急務となっている。

<土地利用・景観>

- ・第三次総合計画の計画期間においては国土利用計画に沿って、村土の大部分を占める森林保全や、自然と調和した生活空間や生産空間を維持してきた。
- ・原子力発電所事故以降、川内村を取り巻く環境は一変し、なかでも放射能汚染の影響から田畑の利用ができず農作業が再開できないことから、川内村の特徴である豊かな田園風景が失われたままの状況が続いている。
- ・住宅、農地の除染作業が進み、高齢者を中心とした村民が帰村しつつあるが、事故以前にも増して急速な高齢化が進むことが予想されている。なかでも高齢化による農林業従事者の減少による田畑及び森林の保全が土地利用上の問題となっている。また、平成 25 年度より水田の作付けを再開する予定である。
- ・復興から創造をめざす川内村では、これまでの延長線上では描けない中長期的視点に立った土地利用の方針やビジョンが必要となっているが、現在の村は、これまでに経験したことのない未曾有の大惨事後の取り組みということもあり、必要性を認めながらも慎重に取り組んでいかなければならない。

<環境>

- ・環境保全については、環境負荷の少ない地域社会の構築を目指し、生活環境の保全と廃棄物の適正処理等を推進してきており、具体的には、生活品・電化製品などの不法投棄の防止に取り組む監視員の配置や村民に対する啓発活動をはじめとし、定期的な村内の巡回監視により適正な環境保全に取り組んできた。
- ・原子力発電所事故により、放射能汚染による環境への影響は、複数分野にまたがる広域的で輻輳するさまざまな問題を発生させており、これまで積み重ねてきた環境保全策の範囲を超え、従来の対応部署や人員配置だけで十分な対応ができない状況にある。

② 課題

<土地利用・景観>

- ・土地利用の観点から見れば村の復興は、元通りの形に戻るという復旧とは異なり、帰村を促し、新たな活力を導入し復興を押し進めていく過程において、新たな土地利用の考え方が必要となり、震災に対応した住宅整備や施設整備などが求められている。
- ・復興による村の将来目標を背景に、復興の過程での人口動向や新たな需要を見据えつつ、居住区域の整備や施設の配置、それに伴う農地転用や山林開発など、人口や財政状況等を鑑み、各分野との連携した土地利用の検討が求められる。
- ・豊かな田園風景を維持していくためには、農業の再開及び継続は必須であり、そのためには放射能汚染の状況に関する継続的なモニタリングと適切な除染作業が求められる。
- ・原子力発電所事故により帰村者人口が激減し、特に農業従事者の営農継続が困難となっているため、農地や山林による里山の維持保全が課題となってくる。
- ・今後は村外で避難生活を続けている村民に対し帰村を促すことに加え、双葉地方の広域的な視点にたった避難者等の受け入れなども視野に入れて人口増加を図っていくことも予想され、その受け皿としての住宅整備や企業立地、公共施設の整備など、中長期的な計画に基づく土地利用が求められている。

<環境>

- ・従来の自然環境の保全という視点だけでなく、放射能対策に重きを置いた対策が課題となる。第三次総合計画の延長線ではなく、状況変化を見据えて大きく見直さなければならない。
- ・除染作業で発生した放射性物質の仮置き場について、平成 24 年中に仮置き場が満杯となる可能性が高いことから、次の仮置き場の確保が必要になっており、場所の確保だけではなく、村民の理解を得ることが重要となってくる。
- ・除染後の基準値である年間追加被ばく線量を 1 mSv 以下にするための二次除染を行うにあっても、除染後の除染廃棄物を仮置きする場所の確保が課題となってくる。
- ・不法投棄防止に対しては、帰村者や空き家の状況等、監視の目や不法投棄しやすい場所の増加により、状況に応じた監視体制等を鑑みた対策が求められる。
- ・現在は住宅、田畑、道路の除染を優先しているが、ため池や河川、山林の除染は棚上げになっていることが課題である。
- ・放射能汚染に対する村民の不安感の払しょくや原子力発電所事故前の環境を真に取り戻すためには、一次除染の作業が終了した後に、放射線量や放射性物質除去の状況を詳細に調査し、除染後の基準値である $0.23 \mu\text{Sv/時}$ を下回ることを確認する必要がある。
- ・従来行ってきた不法投棄防止への取り組みについても、避難したまま戻らない世帯もあることから、空き地や空き家などへ不法投棄される可能性が高まり、村民による監視等も含め対処策を検討していく必要がある。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・恵まれた自然環境と農業がもたらす田園風景が調和した川内村特有の豊かな生活空間を取り戻すためには、村民との協働により連携した総合的かつ計画的な土地利用の推進が必要不可欠である。復興にむけた除染実施計画の進捗とも合わせ、農村の景観と環境空間を活かした快適な村づくりの基盤となる土地利用について検討を進めていく必要がある。

<土地利用・景観>

- ・川内村が持つ豊かな自然環境の保全と村民の生活が調和した中長期的な土地利用を推進し

ていくため、双葉地方の広域的な復興プロセスと川内村の役割を踏まえつつ、少子高齢化の進行や今後の人口動向、生活スタイルの変化などに対応した住宅や官民施設の整備における拠点形成を意識したゾーニング、土地活用の集約化などについて官民一体となった体制での土地利用方針（ランドデザイン）の検討を進めていかなければならない。

- ・土地利用面での手続きにおける農地転用や開発許可については、復興特区制度などの支援メニューを活用し、土地利用上の規制緩和や許認可手続きの簡素化などを実現しなければならない。
- ・集落が主体となって、今後の土地利用の見通しや集落コミュニティ機能の維持についての検討を行い、集落発の土地利用計画を作成するために、行政と住民による空家・空地・遊休地・耕作放棄地等の管理保全及び有効活用の仕組みについて検討を進めていく。
- ・村土の大半を占める森林の保全については、復興プロセスの中で都市住民等との交流による森林ボランティアを活用した保全活動や農林業の体験による交流など、他分野と連携した森林保全の方法を検討していく。
- ・田園風景を取り戻すためには安心して農作業を行える環境づくりが必要であり、継続的な放射性物質の汚染状況の監視を行うとともに、村民の意向により適宜繰り返し除染を行っていく。

<環境>

- ・除染作業により発生した除染廃棄物を仮置きするために、今後の除染廃棄物の発生量を踏まえた十分なスペースを持つ仮置き場の設置と村民の生活に不安感を持たせないための適切な場所の選定確保を村民の理解を得ながら早急に進めていく。
- ・環境への影響等を考慮し、仮置き場は極力分散させるのではなく一定の場所にまとめられるよう検討していく。しかし、今までの仮置き場設置のための住民説明会等における村民の意向をまとめると、今後、集約型から分散型への転換も検討せざるを得ない状況にある。
- ・村民の放射能に対する不信感を払拭していくため、現在の除染実施計画上での除染後の目標値を達成するために更なる除染作業を実施していく。
- ・ため池や河川、森林といった自然環境への放射能汚染については、除染が行われていない状況であり、除染のガイドラインを策定する国への要請、また、村で対応できる方法を検討していく。

(2) 住宅・生活環境の整備

① 現状

- ・これまで、川内村では、自然空間が持つ魅力を背景に、若者の定住を促進するための村営住宅の設置や、I ターン等による居住者の推進等による新規定住者を増やそうとする施策を実施してきた。また、村民の生活環境においては、ほとんどの家庭が井戸水や表流水（沢水）を飲料水や生活用水に使用しており、清閑な自然が生み出す豊かな水環境を形成してきた。衛生環境分野における家庭から発生する汚水処理については、上川内・下川内地区の農業集落排水処理事業及び合併浄化槽の導入を進めていくことで適切な排水処理を行い、ゴミ処理については、双葉地方 8 ヶ町村での一部事務組合による広域処理によって、適切な対応を図っていた。
- ・原子力発電所事故に伴う双葉地方の全自治体の避難により廃棄物処理施設が使用停止となり、村民生活を取り巻く廃棄物処理環境は一変し、帰村後の生活環境の維持に新たな問題として顕在化している。
- ・村民の快適で安全な暮らしを取り戻すとともに、帰村者の増加による対応や双葉地方の広域的観点から、他自治体からの避難者の方々の受入れなどに対応するためにも、基本的な生活インフラの基盤としての住宅整備や交通網(道路整備)整備等の生活環境を整えることと充実を図ることが求められる。

<住宅>

- ・川内村では、人口減少が続く中で村営住宅を整備するなどにより若者の定住促進を図る取り組みを行ってきた。また、村内の一部地区においては一時期なセカンドハウスを含め、村外の民間企業による宅地開発などが行われており、村外からの移住者や滞在者もみられたが、地元集落とのコミュニティの一員としての交流が希薄といった問題も抱えていた。
- ・1960 年代後半から一貫して村人口の減少が続いているため、空き家の増加が問題とされ、その実態把握と有効活用が求められている。
- ・原子力発電所事故により全村民が避難となった後、平成 24 年 4 月に行政機能を帰還させるとともに、村民の帰村がはじまり、現在約 1,000 人程度の村民が村内にて生活を始めているが、帰村者の年齢構成は高齢者が中心となっている。このため、事故以前からも問題とされていた高齢者に配慮した住宅等の施策が必要となっている。
- ・『町外コミュニティ構想』などが進むことにより、双葉地方の他自治体からいわき市等へ避難した住民の中には、自分たちの自治体に近い川内村へ避難したいという声も上がっている。
- ・川内村の現況では、村内各地区に分散しており、今後の人口動向を踏まえることや高齢者の居住への対応、村の財政状況等を考慮した上で、計画的な住居区域や生活施設等の集約化を検討したコンパクトな村づくりを求める声もある。

<上下水道>

- ・川内村では、各家庭の飲料水や生活用水を井戸水や表流水(沢水)を利用しており、全国的にみても極めて恵まれた「水」の環境を有している。また、集合住宅や公共施設などでは地下水を汲み上げ給水タンクに貯めて消毒・滅菌して供給している。
- ・原子力発電所事故以降は、放射能汚染による水に対する安全性が問題視され、定期的に水質検査を実施しているが、検査設備の不足等の問題もあり検査体制が不十分な状況である。
- ・汚水処理については、上川内と下川内で農業集落排水処理事業を実施し、上川内では 80%、下川内では 50%の普及率となっている。その他の世帯では、合併浄化槽の導入を図って衛生的な汚水処理を進めている。しかし、農業集落排水事業への参加については、村民の諸事

情により加入が進まない状況である。

【農業集落排水事業の整備状況】

(単位:人、%)

区 分	平成6年3月末	平成22年3月末
農業委集落排水教養可能人口	793	1,554
農業集落排水普及率	22.8%	51.3%
住民基本台帳人口	3,477	3,029

資料:福島県農村基盤整備課資料

＜廃棄物等＞

- ・生活を営む上で不可欠なゴミ処理・し尿合併浄化等の汚泥処理や火葬場などは、双葉地方の8ヶ町村における広域処理にて効率的に対応してきた。それらの関連施設は、すべて川内村以外の自治体に整備されており、原子力発電所事故により村民の生活環境に大きな不便をきたしている。また、ゴミ処理については、村としてゴミの減量化やリサイクル化に積極的に取り組んできた。
- ・原子力発電所事故以降は、放射性物質の飛散による汚染の影響で水に対する安全性や家庭からの発生する廃棄物等のゴミ処理にも問題が発生しており、原子力発電所事故前の生活環境を取り戻すことが急務となっている。
- ・東日本大震災による建物の破損等に伴う災害廃棄物が大量に発生していることに加え、除染に伴う除染廃棄物は放射性廃棄物として仮置き場で一時保管し、国が処理することになる。今後は放射性物質の飛散による災害廃棄物を含めた廃棄物全体の処理をすることが難しく、処理事業者の確保が難しい状況となっている。
- ・双葉地方として広域的取り組んできたゴミ処理については、焼却後の灰処分が放射性物質による汚染の影響で困難な状況となっている。しかし、川内村での焼却処理は難しく、早期な廃棄物処理体制の確立を図り、村民サービスの充実を図らなければならない。

【ごみ処理の推移】

(単位:トン、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画収集人口	3,220	3,191	3,101	2,997	－
ごみ総排出量	524	487	475	424	－
搬入量	524	487	475	424	－
ごみ処理量(直接焼却)	407	376	373	338	－
リサイクル率	15.1	15.9	13.1	14.4	－

資料:福島県統計年鑑(市町村別ごみ処理状況)

(注)平成23年度は東日本大震災と原発事故にともなう全村避難のためデータが把握されていない。

＜その他の生活環境＞

- ・ 村内には、コンビニエンスストアが2件のほか小売店が数店舗あったものの、買物やレクリエーションの機会等は富岡町をはじめ、村外の商業施設等を利用するケースが少なくなかった。このため、生活の利便性を図るために双葉地方の他自治体の機能を有効に活用することにより、一定の生活環境を確保してきた状況にあった。
- ・ 原子力発電所事故後の全村民の避難、平成24年4月以降に徐々に帰村が進む中で、コンビニエンスストアや商店等が閉鎖され、日常生活に不便をきたすという深刻な事態に陥ったが、平成24年12月に新たに大手コンビニエンスストアが出店し営業を開始しており、村民の生活の利便性確保に寄与している。

② 課題

＜住宅＞

- ・ 避難村民の早期帰還を促すためには、村民が求める住宅の除染は元より、震災や避難による住宅の改修等に対する補助制度の創設や二次除染に対処していかなければならない。
- ・ 『町外コミュニティ構想』などが進む中で、避難自治体の住民の方々の受け入れのための住宅整備等の環境づくりを検討する必要がある。
- ・ 村民の住居は分散し立地しているが、新たな住宅整備については集約的な整備、配置を行うなど、人口減少、高齢化などに対応した計画性をもった整備が求められる。
- ・ 住宅整備だけではなく、地域コミュニティ形成への支援や生活の利便性向上など、行政サービスを含めた他分野(民間サービス等)と連携した村民生活を取り巻く環境の整備が求められる。
- ・ 原子力発電所事故前の課題でもあった空き家の情報収集・利活用といった問題に加え、原子力発電所事故後に避難し帰村しないまま空き家となっている家屋の管理が課題となってくる。

＜上下水道＞

- ・ 生活用水等に使用されている井戸水、表流水(沢水)の放射性物質の水質検査については、毎週月曜日に水質検査を実施しているが、検査機関の受け入れに制限があり、1回20件程度である。
- ・ 農業集落排水処理事業については、利用者の受益者負担への抵抗感を払拭する必要がある。
- ・ 農業集落排水処理施設への接続が困難である地域についても、汚水処理の衛生的な観点からも合併浄化槽の設置などを推進していく必要がある。

＜廃棄物等＞

- ・ 東日本大震災による建物損壊等による災害廃棄物が大量に発生しているが、放射能汚染を受けていることもあり、その処理処分が大きな課題となっている。
- ・ 村内には、応急危険度判定士が危険判定した家屋が約300～400棟あり(6割が半壊、大規模半壊が1割程度)、それらに処分に対処しようとした場合には、瓦れき等の処理処分方法が課題となっている。
- ・ 生活系の廃棄物処理については、双葉地方広域市町村圏組合での焼却処理は可能であるが、最終処分場が福島第一原子力発電所から3～4km付近にあり、使用できない状況である。福島県内での焼却灰等の受入処理が難しい状況下で、焼却しても残渣の処分ができない状況である。し尿等の汚泥処理についても双葉郡内の双葉地方広域市町村圏組合の処理施設で対応できない状況である。

- ・ 帰村者が増えるにつれて日常生活での廃棄物の処理量も増えることが予想されるため、廃棄物の処理・処分を適正に行うための施設の確保が喫緊の課題となっている。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・ 快適に暮らせる村での生活環境を実現するためには、住宅整備だけでなく、生活を取り巻く環境の諸条件の整備を併せて行っていく必要がある。現在帰村している村民の方々のほか、今後、帰村する村民に加え、他自治体からの避難者や移住者が快適に生活できる環境づくりを整えるために、水環境の充実などをはじめ、生活に必要な不可欠な分野の整備を検討していかなければならない。

<住宅>

- ・ 他自治体の避難者を受け入れるための住宅整備の検討、さらに避難者が各自治体へ帰還した後の整備住宅等の活用方法を含めて検討していかなければならない。
- ・ 村外からの移住者の受入を促進するために、あらかじめ移住希望者のニーズを的確に把握し、計画的な住宅整備を進める検討を行わなければならない。
- ・ 空き家問題については、情報収集を行うとともに、将来に向けて不動産事業者などの民間企業と連携した空き家情報の収集及び有効活用方法などの検討を進めていく。
- ・ 避難し管理されずに空き家状態となっている住居について、所有者との情報交換を行い、今後の利用状況を確認し適切な対応を検討していく。

<上下水道>

- ・ 上水道の整備については、村の諸条件(村内の住居密度の薄さや、維持管理のための財政負担など)から、現状では上水道施設を整備することは現実的ではなく、従来どおりの安全な井戸水を確保していくことが望ましい。そのための継続的な水質検査体制の確保を検討していく。
- ・ 計画的に集合住宅などを整備していく上では、簡易水道的な供給システムを整備するとともに、中長期的な人口の見通しなどをふまえて上水道の整備についての検討を進める。
- ・ 村民への啓発活動などを進め農業集落排水処理事業について、受益者負担への理解や事業による環境への効果等について村民への理解を得ることや加入率の向上を図るとともに、農業集落排水処理施設への接続が困難な地域においては、合併浄化槽の設置を促進するなど、地域の実情に合わせた対応を行っていく。
- ・ 農地転用による宅地化などにより、土地利用状況の変化に対応して、農業集落排水事業区域の見直しを検討する。

<廃棄物等>

- ・ 双葉地方8ヶ町村での広域処理が難しくなっている状況等を考慮する必要もあるが、村民の日常生活における廃棄物処理について福島県との調整を図りながら、双葉地方広域市町村圏組合の体質強化を図り、今後の廃棄物処理への対応についての検討を進めていく。

2. 安全で安心な村づくり

(1) 交通安全・防犯の充実

① 現状

<交通安全>

- 交通安全への取り組みについて、「川内村交通安全計画（5か年計画）」を作成し、交通安全対策協議会を中心に施策を講じ、交通社会に対応する一方、村民一人ひとりの交通安全への意識の向上を図り、積極的に交通安全に関する教育活動を推進し、啓蒙普及活動を展開することで、事故防止に努めるとしていた。
- 公共交通が十分に整備されていないこともあり、川内村では、生活に欠かせない交通手段として高齢者自ら運転を行っている。今後、ますます高齢化が進み、運転する高齢者の平均年齢も着実に高まると予想される。
- これまでは双葉郡内の町村を結ぶ道路の通行が主流であったが、原子力発電所事故により、いわき市や田村市、小野町方面とを結ぶ道路の利用が活発となるが、道路状況が極端な狭隘と急なカーブが連続する状況である。また、双葉地方全体で除染活動が本格化することで、関係車両による村内への通過交通量が増加することが予想される。村内の道路事情は、狭い幅員や歩道の未設置など、車両の通行だけでなく、村民の歩行についても安全な状態ではないことから交通安全対策への対応策が急務となっている。

【交通事故の推移】

(単位:件)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発生件数	8	7	4	4	—
死者数	—	—	—	—	—
傷者数	12	8	4	4	—

資料:福島県勢要覧(市町村勢一覧)

(注)平成23年度は東日本大震災と原発事故にともなう全村避難のためデータが把握されていない。

<防犯>

- 防犯については、村民相互のコミュニティにより、犯罪が起こりにくい環境であったことから犯罪件数が少なかった。
- 防犯及び不法投棄監視のための防犯カメラを主要道路沿いに設置し、村外から村に進入する車両等の監視を村が行っていたが、映像の管理・分析などについては十分に把握されていなかった。
- 防犯灯については、村民の夜間の安全確保のために設置区域の拡充を目指してきた。また、防犯灯の維持管理については、以前は各行政区で行われていたが、数年前からは村の直接管理としている。
- 原子力発電所事故直後、全村民避難の環境下にあって、空き巣を中心に犯罪件数は増加したが、平成24年1月の帰村宣言、4月の帰村開始以降、村民が戻ってきたことや警察による警戒巡視、または村民による安全パトロールが実施されるなどの効果もあって、犯罪件数は

増加していない。

- ・ 除染作業の進捗に伴い、村外からの作業者の流入による治安への影響、除染のための作業車の増加によって、交通安全への不安が高まるなどの状況にある。さらに、村民以外の住民の割合が増加する傾向にあり、村民相互のコミュニティが犯罪の抑止力として働いてきた村の防犯環境は、徐々に変化していくことが予想される。

【刑法犯認知件数の推移】

(単位:件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
犯罪件数	14	11	14	13	10

資料:福島県警本部資料

② 課題

- ・ 除染作業の進捗に伴い、村外からの作業者の流入による治安への影響、除染のための作業車両の増加による交通事故増加への懸念、村民以外の住民の割合が増加することにより、村民相互のコミュニティが犯罪の抑止力として働いてきた川内村独自の犯罪防止環境は、徐々に変化していくことが予想され、新たな対応策が求められている。

＜交通安全＞

- ・ 今後、村内外の除染による作業車両等の通過交通量が増加することにより、これまでよりも交通事故が増加することが懸念され、交通安全に対する意識向上に向けての指導・啓発などが求められる。
- ・ 村民の高齢化が進むことにより、歩行者と運転者の両者が高齢化による交通事故の発生確率が高まることが予想されることから、村民の交通安全への意識向上が求められる。
- ・ 帰村者の増加に伴い子どもの増加が予想されることから、地域ぐるみでの通学通行への見守りなどの交通安全活動が必要になる。
- ・ 交通量の増大が見込まれるので、歩行者等の安全に配慮した歩道などの整備が必要である。
- ・ いわき市や田村市、小野町方面に向かう道路の整備は、村民の交通安全の観点からも重要な課題である。

＜防犯＞

- ・ 防犯カメラ活用状況の把握や防犯灯の適地設置や維持管理など、防犯設備の有効活用により、村民の安全確保に努めることが求められる。
- ・ 除染作業等による村外からの作業者等の増加により治安への不安感が増すことが予想されるが、村内での治安維持への安心感を高めることが重要となる。
- ・ 今後、他自治体からの住民の増加が予想され、農村的な地縁型社会も都市化することが予想されることから、新たなコミュニティの強化などを図り、防犯について地域ぐるみでの取り組みが求められる。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・ 原子力発電所事故以降、村民の帰村が段階的に進む一方、除染関係等で村外からの人の出入りが増加することが見込まれ、以前に比べて生活環境が大きく変化することが予想される。こうした状況にあっても、昼夜ともに安全で安心した日々の暮らしができるよう、新しい環

境変化に対応し、行政と住民、警察等の関係機関との連携・協力によりこれまで以上にきめ細かな交通安全・防犯への取り組みを充実させていくことを基本とする。

＜交通安全＞

- ・ 高齢化の進展により、高齢者ドライバーと歩行者の増加を踏まえ、交通安全への意識向上や専門家による指導などのほか、各種啓発機会を活用した交通安全策を図るとともに、危険性が高まる箇所への歩行者のための歩道整備を行うなど、交通事故を未然に防ぐ環境整備に取り組むとともに、道路の改良を国・福島県に要望していく。
- ・ 交通安全教室の開催などを通じて村民が交通事故から自ら身を守る意識を高めることに加え、子どもの通学（登校・帰校）時の見守りなど、地域ぐるみで取り組む交通安全運動の推進を図る。

＜防犯＞

- ・ 防犯カメラの利用状況を把握し、映像の活用方法などを検討していくほか、防犯灯の LED 灯への交換など、防犯機器の効率的かつ効果的な維持管理方法を検討し導入を図っていく。
- ・ 事業所や企業等と村民が定期的に防犯会議等を開催することで、地域が一体となった意識共有、啓発活動を行うことで、村内における治安維持への安心感を高めていく方法を検討していく。
- ・ 住民間のコミュニティ強化を図ることにより、地域のなかでお互いに見守る防犯監視体制の構築を図っていく。

(2) 消防・救急、防災対策の充実

① 現状

<消防・救急>

- ・ 村の消防体制は、常備消防として双葉地方広域市町村圏組合による富岡消防署川内村出張所と、非常備消防として川内村消防団及び川内村婦人消防隊を組織し取り組んできた。このうち、消防団や婦人隊については、村における若年者の減少によって団員及び隊員確保が困難となり、団員と隊員の減少と年齢の高齢化が懸念されていた。
- ・ 救急病院への搬送については、主に双葉町や大熊町、富岡町などの比較的多診療型の医療機関を利用してきたが、患者の状態により、一部では搬送に時間を有するケースもあった。また、重度患者に対応するため、富岡消防署川内村出張所付近には、ヘリポートが整備され救急搬送に貢献し、村民の安心を得てきた。
- ・ 原子力発電所事故以降、双葉地方広域市町村圏組合における全消防救急機能が川内村出張所に移行され業務を行っており、一時的には原子力発電所事故前と比較して川内村の消防・救急体制は充実した状況にあった。しかし、救急体制については、これまで主に利用してきた双葉郡内の自治体の救急病院が閉鎖されたことにより、これまで以上に救急搬送に時間を要する状況になっており、住民の不安材料の一つとして帰村を遅らせる要因の一つになっている。
- ・ 放射性物質による汚染は、消防水利の用水にも及んでおり、消防の際に汚染された消防水利を用いることへの懸念があることから、早期の除染が必要となっている。

【火災・消防の推移】

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災件数	1	5	2	5	—
人口1万人当たり 出火率(%)	3.2	16.3	6.2	16.8	—
損害額(千円)	945	7,158	12,595	1,456	—
消防団員数(人)	133	136	133	137	—

資料：福島県勢要覧(市町村勢一覧)

(注)平成22年度は3月の東日本大震災と原発事故のためデータが把握されていない。

<防災>

- ・ 「川内村地域防災計画」が作成されていたものの、川内村においては原子力防災に関する事項を盛り込む必要がなかったため、原子力発電所の事故を想定した計画とはなっていなかった。
- ・ 東日本大震災と原子力発電所事故を踏まえ、平成24年度には、「川内村地域防災計画」の改訂を行う事務手続きを進めており、原子力事故編追加することで進めており、救急連絡体制や避難計画、そして備蓄品の確保などについての見直しを進めている。
- ・ 村は、森林地域が多いこともあり、携帯電話が通話しにくい状況であり、防災上の観点から携帯電話会社等に要請を行い、村内での携帯電話の通話可能エリアの拡大を求めている。防災無線と併せて携帯電話を活用した緊急連絡網の整備を図ることを検討している。

② 課題

<消防・救急>

- ・ 消防・救急対応については、原子力発電所事故後もヘリポートを備えた富岡消防署川内村出張所が機能しており、当面の対応は可能であるものの、原子力発電所事故後、双葉地方の救急病院が閉鎖されたことにより、これまで以上に救急搬送に時間を要するため、救急救命士の配置・養成を図ることや搬送時間の短縮及び初期手当の対処策等への取り組みが求められる。
- ・ 消防活動を円滑に行うために消防水利の確保や防火水槽の放射能汚染について、測定を行い使用の安全性を確認する必要がある。また、放射能汚染が高いと判断された場合には、安全な防火水利確保への対応について早急な除染と適正な対処策を講じる必要がある。
- ・ 林野火災等により放射性物質の飛散や放射線量が数十倍～数百倍に増加することが予想されることから団員の安全確保のため線量バッチ、全面マスクなどの装備品等を早急に確保する必要がある。また、放射性物質の飛散や放射線量を考慮した放水技術を早急に検討する必要がある。

<防災>

- ・ 改訂する「川内村地域防災計画」に基づき、適切な対応と住民への周知等を行っていく必要がある。なお、非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、災害に備えて、村民が自ら各家庭において食料等の備蓄を行うほか、村での防災訓練等、日頃からの災害への備えの充実が求められる。また、広域避難場所における食料品をはじめとした備蓄品の充実が必要である。
- ・ 村全体で高齢化が進む中で、高齢者に対する災害時における安全な避難誘導・支援をどのように行うのかなどの、新たな問題が生じている。
- ・ 村民が非常時に適切な避難行動を取ることができるように、住民避難計画の具体化とともに、国・福島県と連携した避難のための交通手段の確保、緊急避難先の確保、避難誘導などを想定した避難訓練などを進め、災害時の対処策を培っていく必要がある。
- ・ 道路整備や河川改修、公共建築物等の施設における耐震化など、ハード面における防災力の強化が求められるとともに非常時の情報通信手段の確保のための防災無線や衛星電話・携帯電話を活用した緊急連絡体制の確立・充実が求められる。
- ・ 大型避難用施設の整備確保及び緊急用の食料や物資等の備蓄を行う必要がある。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・ 村民の生命と財産を守るためには、消防・救急体制の確立に加え、普段からの非常時に対処するための適切な避難行動への備えが必要不可欠である。そのため、ハード面での防災機能の強化と合わせて、行政と住民が一体となり、特に防災体制の充実、大規模災害に対する意識や対応能力の向上を図っていく。

<消防・救急>

- ・ 避難における最短ルートについて、村民に周知を図る。
- ・ 人命を守るため搬送時間短縮のための救急体制の充実や応急救命措置の資格を持つ救急救命士の充実などのほか、救急病院までの主要道路の拡幅等について、関係機関との連携強化を図り積極的に整備を進めていく。
- ・ 村民の安心確保のための消防活動を推進するため、消防水利の放射能汚染状況を確認し、その対処策を講じることや消防水利の整備確保、さらに消防団員の安全確保のための装具品等を充実させ消防団活動の活性化を図る。

- ・放射能汚染を考慮した放水技術の習得を図る。
- ・火災予防のための巡視活動や啓発活動を強化する。

<防災>

- ・常に村内の災害危険箇所を把握し、村民に公表すると共に改善に向けた対応策を早期講じる。
- ・民間企業との連携を含め、防災無線・衛星電話とともに携帯電話を活用した防災・災害情報の提供体制づくりを検討していく。
- ・各世帯における年齢構成など、帰村者の実態を把握するとともに、特に、一人暮らしの高齢者世帯の帰村状況を把握することで、災害が発生した場合の避難者の特定を行い、迅速な対応行動ができる環境を構築する。また、非常時において村民が適切な避難行動をとることができるよう住民避難計画の具体化を図る。
- ・高齢者の増加を見据え、避難の際に支援が必要な村民について集落で助け合うことができるよう、日頃から村民間のコミュニティを形成し助け合いのできるシステム構築の強化を図る。
- ・平成 24 年度に改訂する「川内村地域防災計画」について、村民や事業者への周知を図るとともに、地域防災計画に基づき、村としての役割を果たすために必要な施策を講じる。また、連携支援の主体である国や福島県の役割分担を踏まえ適正かつ迅速な要請を行う。
- ・広域的視点に立ち原子力発電所事故を踏まえ、村民はもとより他自治体の住民の避難受け入れを含めた大型避難施設の拠点整備を図る。また、避難時の食料をはじめとした備蓄品の確保を図るとともに、村民に対し、家庭での非常食等の備蓄や防災備品の装備、地域での防災訓練等への積極的な参加など、日頃からの備えを充実する意識啓発を図っていく。
- ・道路整備、河川改修等により防災上の観点から常に状況の把握を行い、適切な対処を図るとともに災害に強い公共施設の整備について、村の財政状況や災害対策関係補助金の動向をみながら、管理する関係機関との調整を図り早期に実施していく。
- ・緊急時のエリアメールについては、携帯電話会社で、すでに対応済みもしくは対応予定となっており、災害等の緊急時の具体的な対応については、通信会社等と今後協議を進めていく。

（３）交通網の整備充実

① 現状

<道路>

- ・これまで、国道 399 号、主要地方道小野富岡線、一般県道富岡大越線、一般県道下川内竜田停車場線の整備促進を国・県に要望してきたところであるが、全面改良には至っていない。主要地方道小野富岡線については、村内でトンネル整備に着手し、富岡方面への利便性がさらに向上する状況にあった。
- ・主要地方道小野富岡線は、村民の多くが就労先や通学・通院・買物などのため、双葉地方の自治体へ往来する重要な交通路線であった。
- ・村道では、橋梁の老朽化などが進んできており、適切な道路の維持管理を行うとともに、必要に応じ道路の補修等を行う状況にあった。
- ・山火事等に対応した防災面から、村内の各地にアクセス可能な道路の整備を図っていた。
- ・原子力発電所事故により、双葉地方の自治体への往来が遮断されたため、いわき市や田村市、小野町方面へ往来するための交通経路が重要となっている。しかし、いわき市へ通じる国道 399 号は、一部の区間で極端に狭隘で車両同士のすれ違いが難しいなど、十分な幅員が確保されていない。小野町方面への主要地方道小野富岡線、田村市方面への富岡大越線、楢葉町への下川内竜田停車場線も国道 399 号と同様な状況であり、川内村と他自治体を結ぶ道路は早期な改良が必要な状況にある。
- ・こうした中で、原子力発電所事故後の復興策として、国道 399 号は、国の直轄事業として優先順位を高め、拡幅改良などの事業が行われる見込みである。
- ・福島県では、東日本大震災からの復興に向け、戦略的道路整備計画に関する構想を立案し、道路整備の優先順位を高めつつある。
- ・福島県では、平成 24 年 10 月「本県の復興に向けた戦略的道路整備について」を発表し、その中では、災害に強い道路ネットワークにおける地域連携軸の一つとして、あぶくま高原道路小野 I C から吉間田滝根線、小野富岡線を経由し国道 6 号線、常磐自動車道常磐富岡 I C に至るルートが県復興計画重点プロジェクト路線としてあげられている。ただ、常磐自動車道の閉鎖が解除されるまでは、高速交通網の活用が図れない。

<交通手段>

- ・東日本大震災以前の村民の移動手段は、自家用自動車によるものが大きかったが、自動車の運転が出来ない住民などは、小野富岡線を運行していた新常磐交通（株）による路線バスを利用し富岡町を経由し他自治体への移動を行っていた。主な利用者としては、高校に通学する生徒、買物や通院のための高齢者であった。
- ・路線バスの運行時間については、高校生の通学等に合わせた時間帯の設定が多く、J R 常磐線の運行とのアクセスを考慮し利便性を高めていた。J R 常磐線の利用駅としては、夜ノ森駅や富岡駅の利用が多く、関東圏や仙台への移動については特急電車が停車する富岡駅の利用が多かった。
- ・東日本大震災の津波により、富岡駅が崩壊し電車の通行が出来ない状況となり、合わせて原子力発電所事故により、富岡町への進入が出来なくなり、従来、村での生活では必要不可欠であった富岡町への通行が出来なくなってしまった。
- ・現在は、新たな生活圏となる小野町や田村市・郡山市・いわき市へのアクセス道路の整備やそれらの道路を運行する路線バス等の交通手段の整備が重要となっている。
- ・現状においては、田村郡小野町と田村市船引町への路線バスの運行が行われているが、いわ

き市方面への路線バスの運行はなく、利便性が十分でない状況にある。

② 課題

<道路>

- ・ 原子力発電所事故前と比較して、いわき市や田村市、小野町へのルートにあたり国道 399 号、小野町方面への主要地方道小野富岡線・県道富岡大越線・県道下川内竜田停車場線は、通勤通学や買物、医療機関の利用など、村民の生活を維持する上で必要不可欠な道路となっており、これら道路の拡幅により、夜間でも安心して通ることのできるように、早期に整備することが求められる。さらに冬季の積雪や凍結することから、安全に通年での通行が可能となるように整備を進めていく必要がある。
- ・ 原子力発電所事故後の避難に伴う混乱の経験を踏まえ、複数方面へのスムーズな避難ができるように、避難を考慮した道路整備の確保に向け、災害に強い道路網の確保と整備を図っていくことが求められる。
- ・ 村道の橋梁の老朽化が進んでおり、災害に強い道路網の確保の観点からも、長寿命化などの維持管理の対策が求められる。また、山火事等の防災や消火活動への対応を考慮した道路整備が求められる。
- ・ 災害時の緊急車両の通行も必要となることから、橋梁の老朽化や耐荷重を考慮した補修も必要となることが予想される。

<交通手段>

- ・ 現在は、川内村から小野町や田村市方面へ、高校通学を考慮して路線バスの運行時間が設定されているため、高校生以外の村民を考慮した運行時間の設定や運行本数の検討を行い、村民の利便性を図ることが重要である。
- ・ 新たにいわき市方面への路線バス等の運行を検討し、村民の利便性の向上を図ることが求められる。
- ・ 現在は、福島交通（株）と新常磐交通（株）の路線バスのみの運行であるが、今後は、タクシー等の運行を含めた民間活力の更なる導入と公営による交通手段の運行も併せて検討することが必要である。例えば、今後はいわき市への運行や利便性を高めるためのオンデマンドによるタクシー等の運行も村民のニーズに合わせ検討する必要がある。

③ 施策の方向と具体的内容

<道路>

- ・ 道路は、村民の生活及び経済活動を支えるために最優先されるべきライフラインの一つであり、川内村のように人口が分散している地域では、通勤・通学等、日常生活のために欠かすことができない買物や医療などの生活の利便性を高める手段として必要不可欠なものである。原子力発電所事故以前についても、主要道路の管理者である国・県に早期改良を要望し続けていたが、原子力発電所事故以降の環境変化に伴う道路の重要性がより一層高まり、避難道への活用を含め、主要道路の整備促進を強く要望し喫緊に整備する必要がある。また、日常的に利用する生活道路などについても日頃からのきめ細やかに維持管理を行っていく必要がある。
- ・ 主要道路については、生活の利便性向上、経済活動の活性化等のため、村内における道路改良にとどまらず、いわき市や郡山市など、近隣都市へつながる区間を含めた一体的な整備が必要であり、引き続き、国・福島県にその必要性を訴え、早期な工事着手を要望していく。

- ・福島県が掲げる災害に強い道路ネットワークにおける地域連携軸であるあぶくま高原道路小野 I C から吉間田滝根線、小野富岡線を経由し国道 6 号線、常磐自動車道常磐富岡 I C に至るルートの実現を国・福島県に強く要望していく。
- ・国道 399 号については、主要地方道小野富岡線へ抜けるルートの整備方針をトンネル案も含めて検討していく。
- ・震災や山火事などの自然災害や原子力災害に対応するための避難用道路の確保や緊急道路の整備等、災害に強い道路網の整備を検討し、国・福島県への早期着手を要望していく。
- ・橋梁の耐荷重の検討も含め、長寿命化のための整備をはじめ、村内の主要道路の老朽化対策についての検討や改良を進めていく。
- ・生活道路については、道路脇の支障木等の除去により、通行の見通しや安全性を確保し、冬の道路凍結を防ぐなど、日頃から村で出来る範囲でのきめ細やかな対応を行っていく。

<交通手段>

- ・現在運行している路線バスの運行内容を再検証し、J R 磐越東線との電車運行時間帯とのアクセスを踏まえ村民の利便性を考慮した運行時間や運行本数を設定していく。
- ・現在運行していないいわき市方面への路線バス等の運行を道路状況を踏まえながら検討していく。
- ・路線バスの運行だけで良いのか、新たな交通手段を確保しなければならないのか、村民の意向を確認し、民間活力を踏まえた交通手段の確保を検討し導入を図っていく。

〔Ⅱ〕 村民一人ひとりが輝く村

1. 健康で安心して暮らせる村づくり

（１）保健福祉・地域医療の充実と健康づくり

① 現状

- ・ 保健・福祉・医療の複合施設である「ゆふね」を拠点施設として、保健や福祉、医療サービスを村民に提供している。また、高齢者の自立を支援するための地域包括支援センターも、一体的に整備されている。「ゆふね」を、保健福祉・地域医療の中核的な拠点として位置づけるとともに、関連する機能を一体的・集中的に整備することにより、村民にとって利用しやすく、相互の連携も図りやすい環境が整っている特徴がある。
- ・ 一方、高次医療や高齢者福祉の一部機能は、双葉地方の他自治体での施設を利用するなど、広域的な役割分担の中で、村民の保健福祉・地域医療の充実に取り組んできている。
- ・ 村は面積が広く、村民の住宅が分散し立地している。このため、高齢者向けの公的なサービス等を実施する場合に効率的な提供を図ることが難しい現状にある。
- ・ 原子力発電所事故により、これまで保健福祉・地域医療面などで村民が日常的に利用していた双葉地方の他自治体における福祉・医療機関でのサービス等を利用できない状況となっており、それらの福祉医療面への対処が大きな課題となっている。加えて、放射能汚染に伴う将来にわたっての心身面への健康被害に対し、村民の不安は極めて高く、村民の意向に対し継続的に対処していくことが重要である。

<高齢者保健福祉>

- ・ 村内には、高齢者介護保険施設として、グループホーム等が３ヶ所あったほか、双葉地方の他自治体にある福祉施設を利用するなどの状況にあった。こうした中で、村内に、特別養護老人ホームや高齢者向け住宅の整備の検討が行われていた。また、介護関連では、村による地域包括支援センター（高齢者介護の総合窓口）を中核的に展開していたものの介護事業者は社会福祉協議会しかない状況にあった。
- ・ 原子力発電所事故により、村内唯一のグループホームは、現在はいわき市に移転している。また、双葉郡内の高齢者介護保険施設が利用できなくなる中で、特別養護老人ホームや高齢者向け住宅の整備の検討が行われている。
- ・ 高齢者の就労機会拡大のため、「南双広域シルバー人材センター」が広域的に運営されていたが、原子力発電所事故以降活動ができない状況となっている。こうした中で、高齢者の就労機会の確保や生きがいをづくりを目的に、同一の機能について村独自での運営について検討が行われている。
- ・ 高齢者が自立した生活が送れるように介護予防事業を実施しているが、東日本大震災と原子力発電所事故により、生活機能の低下者が増加している。避難先での対応等が求められている現状にある。

【高齢化率の推移】

(単位: 人)

区 分		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
高齢者数	人数	1,049	1,027	1,030	993	955
	割合	34.4%	34.2%	35.3%	35.2%	35.4%
村内総人口		3,049	3,000	2,915	2,820	2,700

資料: 福島県勢要覧(市町村勢一覧)

【高齢者単独世帯数の推移】

(単位: 世帯、%)

区 分		平成2年度	平成7年度	平成12年	平成17年	平成22年
高齢者単独世帯	世帯数	55	68	88	88	115
	割合	5.5%	6.3%	9.0%	9.1%	12.1%
村内全世帯数		995	1,085	974	963	947

資料: 福島県勢要覧(市町村勢一覧)

<地域医療>

- ・「ゆふね」内には川内村国保診療所があり、内科と歯科が地域診療を行っていた。また、僻地診療としてドクターヘリ受け入れのためのヘリポート施設の整備により、緊急時における人命救助の体制強化を図ってきた。
- ・原子力発電所事故により、従来村民が利用してきた双葉地方の他自治体の医療機関が利用できなくなる中で、川内村国保診療所に、心療内科や整形外科、眼科の診療科目を増診した。
- ・なお、これら新たに設置した診療科目の診察日は月 1 ～ 2 回に限定されている状況である。また、村として「ひらた中央病院」、「福島県立医科大学」との間で医師の確保等に向けた協定を取り決め、地域医療の充実のための基本的部分の充実につとめてきている。
- ・放射能管理については、各家庭に線量計を配布し監視するとともに子どもにはバッジフィルムによる被ばく管理を行っている。保健師が村民に対して健康管理を行うとともに、周辺の医療機関に導入されたホールボディカウンターを活用して対処している。

<保健衛生>

- ・総合健診をはじめとする各種健康検診や健康教育、健康相談や家庭訪問等による健康支援を実施している。
- ・平成 24 年 4 月から行政機能が帰還したが、乳幼児や子供がいる世帯の帰村は必ずしも十分に進んでいない状況にある。
- ・原子力発電所事故により、放射能による村民の健康への影響と将来への不安は非常に大きい状況にある。定期的に、心身面における対処策を講じることにより、村民の不安を和らげていくことが重要である。放射能に対処する健康支援として妊婦や中学生以下の家庭への線量計の配布、住民を対象とした専門家による健康相談・講演会の開催、医療機関との協定によるホールボディカウンターを用いた内部被ばく検査を実施している。
- ・放射線関係の健康相談、心のケアなど、村民が安心して暮らせるように、保健衛生の適切な実施が求められる。
- ・帰村が進みつつあるものの依然として避難先にいる方々が多く、自宅と避難先の双方での多

様な健康課題に対応するため、保健師等の増員が必要な状況にある。

② 課題

- ・ 保健・福祉・医療の拠点である「ゆふね」を中核に、原子力発電所事故に伴う村民の健康等への不安に対応しながら、村の生活環境の最も重要な基礎的基盤のひとつとして、サービスの提供と質の向上・充実を図っていくことが求められる。
- ・ 特に、川内村では、今後ますます高齢者の数と構成比が高まることが予想される。その結果として、高齢な高齢者の増加、高齢者のみ世帯や高齢者の単身世帯の増加が見込まれることから、高齢者を対象に、保健・福祉・医療、健康づくりの連携を図りながら、高齢者の生活環境の充実を図っていくことが求められる。
- ・ 村では、保健・福祉・医療・介護関連の拠点が「ゆふね」を中心に整備されてきたことの歴史を踏まえ、引き続き、当地区を村における保健・福祉・医療の拠点として位置づけ、機能の集中と村内各地とのネットワーク作りにより、効率的・効果的なサービスを提供することが求められる。
- ・ 東日本大震災以降の様々な主体による川内村への関わりの中で、保健・福祉・医療に関連する村外の多様な人材とのネットワークが構築されてきており、こうしたネットワークを今後の村づくりに積極的に活用していくことが必要と求められる。

<高齢者保健福祉>

- ・ 以前から村内にあったグループホームはいわき市に移転したほか、双葉地方の他自治体の高齢者介護保険福祉施設が利用できない状況になっていることから、高齢者が安心して自立した生活を送ることができる環境づくりの再構築が求められる。例えば、特別養護老人ホームの誘致や高齢者住宅の整備等が重要である。
- ・ 村における介護体制の充実と適切なサービスの提供が強く求められる。適切なサービスの提供においては、民間事業者の誘致や育成等を行い、複数の事業者によるサービスの提供を、利用者が選択できる環境の構築に向けた取組みが求められている。
- ・ 高齢者の増加により、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、より一層の介護予防の取組みが重要となる。

<地域医療>

- ・ 村民は双葉地方の他自治体の医療機関を利用していたが原子力発電所事故後、利用できない状況となり、帰還した村民が安心して暮らすことが出来るように診療所の機能の維持・強化や高性能な医療機器の導入を図るとともに、周辺の医療機関との連携体制の強化充実を図っていくことが求められる。
- ・ 村民は放射能による健康被害への影響に対する不安に対応して、ホールボディカウンターを用いるなどにより、放射能の被ばくによる健康管理を一括で管理するなど、住民が安心して暮らすことが出来るような体制作りが求められる。

<保健衛生>

- ・ 原子力発電所事故により、村民が避難し、平成 24 年 4 月以後も子ども世帯の帰村が進んでいない状況にある。子どもを有する親世代に、除染の結果や放射能等に関する情報を積極的に発信し、安心して子育てのできる環境であることを、広く認識されるように公表することが重要である。
- ・ 放射能関係に関する健康相談、心のケアなど、村民が安心して暮らせるように保健衛生に関する適切な実施が求められる。また、甲状腺検査は乳幼児から高校生まで、福島県が実施す

るほか、村独自に実施予定である。

- ・保健師の増員により、村内はもとより、避難している村民への充実したサービスを提供していくことや村民の不安払しょくのための取組みを充実させ村民のニーズを保健・医療・介護等の施策に反映することが求められる。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・保健・福祉・医療の総合的な拠点として「ゆふね」の周辺地区を位置づけし、既存の保健・福祉・医療の機能強化、高齢者向けの住宅整備等を図っていくことが必要である。加えて、いわき市や田村市、小野町等周辺地域の医療機関や福祉施設等との連携を強化し、「ゆふね」を中心とした村内でのサービスネットワークの充実を図り、高齢者へのさらなるサービスに対応していく。
- ・村民が安心してスポーツや健康づくりに取り組むことが出来るような環境づくりを進めるとともに、施設の維持管理を視野に入れたスポーツや健康づくりの拠点となる施設の整備や他自治体との連携による施設の活用を踏まえた検討を行う。
- ・原子力発電所事故による避難において他地域からの応援支援による専門家とのネットワークが構築されたことから、そのネットワークを活かした保健・福祉・医療のサービスの更なる充実と向上を図っていく。

<高齢者保健福祉>

- ・特別養護老人ホームと高齢者住宅の整備を進めていく。特別養護老人ホームについては、管理運営主体の確保、さらには、専門性を有する人材の確保が不可欠であることから、関連する機関との連携しつつ、施設の整備に向けて取り組んでいく。
- ・高齢者住宅の整備については、自宅等から高齢者住宅等に移転しやすい環境を整え、結果として、効率的な公的サービスを提供できる環境の構築を整備していく。
- ・高齢者介護の総合窓口としての地域包括支援センターの充実を図るとともに、多様で質の高い介護サービスを提供できるよう関連する担い手の誘致や育成を行う。
- ・高齢者の生きがい作りを視野に入れ、シルバー人材センター機能の早期再開に向け、県や周辺自治体との連携を図っていく。
- ・避難先においても、高齢者の居場所作りを積極的に進めていくことが重要である。
- ・村内に高齢者住宅を整備することを検討する。

<地域医療>

- ・高齢者がますます増加することを見据え、効率的な訪問看護を実現するため、看護スタッフの確保と医療機器の整備を検討する。
- ・スタッフ不足や高度医療機器等の設備の不足など、診療所の厳しい現実を踏まえ、中長期的視点から、村から送迎バス等を運行することにより一部の診療科目を村外の専門性の高い病院に付託することや、高度医療機器の導入により高度な医療を受けられる環境を確保することなど、きめ細かい医療サービスの提供について検討する。

<保健衛生>

- ・引き続き避難されている方々との村民間の交流会の開催や健康相談などを行い、村内外の村民に対する健康づくりのサポートを行う。
- ・村民が各種健康診断を定期的に受診できるように、避難先を含めて適切な情報発信・提供を行っていく。

(2) 子育て環境の充実

① 現状

- ・国が打ち出した認定こども園制度を活用し、保育所型の「認定こども園・かわうち保育園」を設置し、児童福祉・幼児教育両面でのサービスが受けられる施設として運営してきている。定員は91名（保育に欠ける子70名、保育に欠けない子21名）であり、平成22年度は定員数に近く入園しており、年長児室の増築を行った。
- ・子育て支援として、「親子の集い」や健康診断、心理相談などを行っている。
- ・少子化対策として、これまでは、定住人口増加と若年者等の村外への流出防止への取り組みとして、若者定住促進のための住宅の整備、雇用の場を確保するための企業誘致等に取り組んできた経緯がある。
- ・原子力発電所事故により村民が避難し、平成24年4月に村民の帰村により認定こども園の利用者は平成24年の秋の時点で10名である。平成24年度の認定こども園の職員は、村職員2名（うち1名は事務との兼務）、嘱託職員が2名（震災前は、職員2名、臨時職員1名、嘱託職員4名で構成）である。今後、入園者の動向によっては、現在の職員での対応が難しく職員が不足することも考えられる。
- ・原子力発電所事故以降の取り組みとして、子供の心身の健全な育成に向けた「遊びの教室」の設置が行われている。外部から専門家を講師として招聘し、県の支援事業の仕組みの中で活動・運営している。
- ・現在は2歳児が入園していることも含め、今後、児童福祉の関係で保健師による3歳児に対する検診の実施、就学前児童に対する健康教育などを行うこととしている。
- ・働く子育て家庭の支援策の一つとして、子育て環境充実のため、コミュニティセンターを活用して放課後子ども教室を設置し、運営を行っている。

【保育所入所児童数、職員数の推移】

（単位：人）

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保育所数		1	1	1	－	1
定員		70	70	70	－	70
入所児童数		59	57	57	－	8
	1歳		3	5	－	0
	2歳		6	5	－	1
	3歳		14	16	－	2
	4歳		17	14	－	2
	5歳		17	17	－	3
職員数		6	6	6	－	3

資料：みやさか保育所台帳

（注）平成23年度は東日本大震災と原発事故にともなう全村避難のためデータが把握されたいない。

② 課題

- ・子どもとその家族が安心して帰村し、生活できるように、適正な除染とその後のモニタリングを適切に進めるとともに、モニタリング結果を村民にわかりやすく伝えていくことが必要である。
- ・子どもの帰村が少ないこともあり、認定子ども園の定員に対する充足率が非常に低くなっている。今後、子ども世帯の帰村促進、帰村者増加による子どもの増加が期待される。
- ・一方で、入園者が増加した場合には、職員数の不足も予想され必要に応じての補充も検討する必要がある。
- ・認定こども園の施設が、徐々に老朽化する中で、施設の状況に応じた建替えについても、他の公共施設との調整やコスト面を考慮し検討していく必要がある。
- ・働く子育て世帯が、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりに向け、認定こども園や児童クラブ等における施設整備及び運営体制における検討を行う必要がある。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・子育て環境の充実を図るために、徹底した適切な除染を進め、子どもとその家族が安心して帰村できる環境づくりを構築する。さらに、就学前乳幼児を対象に、「認定こども園・かわうち保育園」を拠点に、心身の健全な育成のための環境を整備していくことが必要である。また、働く子育て世帯を支援するための養育環境の整備充実に努める。
- ・認定こども園の建物も老朽化が進んできていることから、施設の修繕を図りつつ、将来的には施設の建替えを含め検討する。新設場所等については、小学校や中学校、その他の公共施設との併設も考慮し、一体的に検討する。
- ・他自治体に居住していた方々の中で、川内村への居住を考えている子育て世帯の方々に対して、村での子育てに関する情報を適切に提供し、若者定住の促進を図る。
- ・働く子育て世帯の支援策として、児童クラブの運営についても検討し、子どもの心身面の健全な成長に寄与するサービスの充実を図る。

(3) 障がい児・障がい者福祉の充実

① 現状

- ・若年層の減少と高齢化の影響もあり、高齢の障がい者が多く、そのほとんどが在宅障害者となっている。
- ・こうした中で、障がい児・障がい者福祉は、福島県が取り組み、村はその窓口として、障がい児・障がい者の申請から認定までを対応してきている。また、障がい児・障がい者への支援・保護措置は、国の制度に則って、福島県として介護給付や訓練等給付を行ってきている。
- ・村として、障がい児・障がい者福祉の充実のため、国の制度や福島県の取組みに加え、独自の支援等の取組みを行ってはいない。
- ・一部の障がい者は、双葉郡楢葉町や富岡町で就労していた。また、機能訓練施設も、双葉郡内に設置され、村からも障がい児が利用していた。このように原子力発電所事故前は、障がい児や障がい者の自立に寄与する環境が、双葉郡内をはじめ相双地域やいわきなど、広域的に提供されていた。
- ・原子力発電所事故により、障がい児・障がい者も避難生活を余儀なくされるとともに、楢葉町や富岡町での就労機会は不透明な状況となった。また、双葉郡内の機能訓練施設は利用できなくなり、田村市にある機能訓練施設を利用することとなっている。さらに、障がい児・障がい者向けのサービスを提供していた事業者も減少している。
- ・帰村が徐々に進む中で、帰村した障がい児・障がい者は、これまでと同様の双葉郡内での就労や機能訓練施設の利用が困難であり、事業者等による支援サービスもこれまでどおりに利用できない状況となっており、新たな環境への適応が求められている。

② 課題

- ・障がい児・障がい者の自立の支援のため、これまでと同様に、障がい児・障がい者福祉の充実を図っていくとともに、原子力発電所事故の影響に伴う生活環境の変化に、障がい児・障がい者が対応していくことができるような支援を行っていく。
- ・双葉郡内で確保してきた障がい児・障がい者に対応した就労の場や機能訓練施設等の環境が、原子力発電所事故により失われ、田村市など周辺地域の支援機能を利用せざるを得ない状況となっている。こうした状況の変化に、障がい児・障がい者及びその家族は対応せざるを得ない、行政として、これらの方々の負担軽減を図るため迅速かつ適正な対応を図っていくことが求められる。
- ・障がい児・障がい者福祉の関連サービスの提供にあたっては、公的機関とともに民間事業者も大きな役割を果たしてきた。しかし、原子力発電所事故は、双葉地方での民間事業者のサービス提供にも大きな影響を及ぼし、従来のサービス提供が出来ない状況となった。その結果、障がい児・障がい者世帯の帰村を難しくしていると考えられる。このために、障がい児・障がい者とその家族を支援するための各種サービスが受けられる環境づくりを双葉地方の町村及び福島県と連携し再構築していくことが求められる。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・障がい児・障がい者世帯が、安心して自立した生活を再開できるように、介護給付や障がい福祉サービス、地域支援事業等の円滑な提供を、双葉地方の町村及び福島県と役割分担のもとで継続し行っていかなければならない。
- ・就労の場を失った障がい者が、いわき市や田村市等の近隣自治体で、就労の場を新たに確保

できるよう関係機関等への働きかけを行っていかなければならない。

- ・ 機能訓練施設等での障がい児・障がい者の自立支援に向けた施設の再開を目指し、利用しやすい環境づくりを検討する。
- ・ 障がい児・障がい者福祉に関連する移動支援サービス等を提供する民間事業者の勧誘や育成等を双葉地方の町村及び福島県と共に連携して取り組んでいかなければならない。

2. 心の豊かさとゆとりのある村づくり

(1) 生涯学習、文化活動、生涯スポーツの推進

① 現状

<生涯学習>

- ・ 村では、生涯学習の基本理念として、未来を拓く心豊かなたくましい人間の育成を目指し、その目標として①就学前保育・教育の充実に努める ②学校教育の充実に努める ③地域教育力の支援・推進 ④青少年教育事業の充実に努める ⑤芸術文化活動の推進 ⑥生涯スポーツの充実に努めるを設定し推進してきた。
- ・ コミュニティセンターを生涯学習の拠点施設として位置づけ、様々な活動を展開してきた。芸術文化活動では、有志が集まり行う団体が 16 組織され、それぞれの活動の成果を発表する芸能大会の実施や生涯学習面での青少年の健全育成の一環として、小学 1 ～ 6 年生を対象に、団体活動を通じて身体的・精神的に豊かになることを目指した天山てらこや学習塾（イチゴ狩りや凧つくりなどを実施。50 名あまりが参加）の開催、行政区単位で行われている子供会活動、さらに、高齢者や女性向けの学習機会の提供なども行ってきた。
- ・ 旧川内第三小学校跡地を利用した『ひとの駅』のほか、かわうち草野心平記念館などが生涯学習の場となる施設もある。
- ・ 村では、ボランティア活動に核となる組織や人材がいらないことなどもあり、ボランティア活動が根付いておらず、有料ボランティア制度等の創設などを検討してきた。
- ・ 原子力発電所事故により、コミュニティセンターを核として行ってきた芸術文化活動や天山てらこや学習塾の活動が休止を余儀なくされたが、帰村者が徐々に増える中で一部の芸術文化団体が活動を再開する状況にあるが、依然として天山てらこや学習塾や行政区単位の子供会活動は、子供の帰村が進まないこともあり、活動が休止された状況となっている。
- ・ 高齢者向けの取組みは一部再開し、高齢者と婦人会が合同で健康スポーツやいも煮会などを実施している。
- ・ 図書館機能は、小学校や中学校及びコミュニティセンターに整備されているが、村民が求める書籍すべてを所蔵することはできず、富岡町等の図書館や書籍小売店を利用してきた。しかし、富岡町の図書館や書籍小売店が閉鎖される中で、いわき市・田村市や小野町まで出向かなければ書籍類の購入ができない状況である。
- ・ 有料ボランティア制度の取組みは停止した状況にある。

<伝統文化の活動>

- ・ 川内村には、三大祭りとして、自然を満喫する「ドウダンまつり」、草野心平を偲ぶ「天山祭」、秋の味覚が大集合する「かわうち祭り～秋の陣～」がある。
- ・ 村内の各地区において行われてきた伝統文化として獅子舞（重要無形民俗文化財 年 2 回実施）、神楽、浦安の舞がある。これら伝統文化は、行政区単位で行われてきたが、子どもの少子化により、一地区の子どもだけでの継承が難しい状況となり、他地区との共同連携による伝統文化の継承を行って来た。
- ・ 原子力発電所事故以降は、村の三大祭りや伝統文化の披露が実施されていない。なかでも、伝統文化の獅子舞や浦安の舞は、子どもたちが踊り方などを代々受け継いできており再開が遅れることにより、伝統芸能の後継が適切に継承されなくなる懸念がある。
- ・ 川内村には、全国的な著名人である詩人の草野心平や琵琶演奏者の樋口主水などが居り、村のイメージアップや芸術文化活動に貢献を頂いた。それらの方々を次の世代に適切に伝えて

いくことが、村民としての誇りや伝統文化を受け継ぐ上で重要である。

＜生涯スポーツ＞

- ・ 村では、スポーツ活動が活発に展開され、中でも、野球は、多くの村民から愛されるスポーツとして、定期的に行政区対抗の村民野球大会が開催され、村民に憩いと交流の機会を提供してきた。
- ・ 村の体育協会の傘下では8競技が行われ、総合グラウンドと体育館は、これらのスポーツ活動とともに、村民の健康づくりの拠点としての役割を担ってきている。平成13年以降、村民体育大会にかわる村の行事として健康ウォークのイベントが開催されてきている。そうした中で、上川内の木戸川沿いの河川敷を利用して、高齢者をはじめ村民の健康づくりの場として健康ウォーキングエリア整備の計画もあった。
- ・ 原子力発電所事故により、健康づくりなどに重要なウォーキングをはじめ、屋外での活動が、放射能汚染の関係から、安心して取り組むことのできない状況にある。また、村民の全村避難の影響もあり、スポーツへの取組みが中止しているものの帰村後、一部の生涯スポーツ種目では活動が再開している。しかし、総合グラウンドは、施設の一部が被災したほか、放射能の影響で、安心して利用できない状況にある。なお、屋外での健康づくりが安心して活動しにくい状況にあって、放射能汚染の影響が少なく、安心してスポーツ等ができる他自治体で開催される健康づくりのイベントについて、村民への情報提供や参加のための支援活動などを行っている。

② 課題

＜生涯学習＞

- ・ 村の生涯学習の核としての役割を担ってきているコミュニティセンターは、すでに築40年を経過しており、応急耐震診断では「倒壊の恐れは少ない」と診断されたものの耐震性が十分とは言い切れない状況にある。加えて、生涯学習の指導的役割を担う人材が適切に配置されておらず、専門分野の知識を有しない村職員が村民への生涯学習活動支援の補助を行うことから、専門指導員の配置等のソフト面での充実を図ることが求められる。
- ・ 芸術文化活動、健全な青少年育成のための天山てらこや学習塾活動や行政区単位の子供会活動については、子ども世帯の帰還を踏まえつつ、できるだけ早期に再開し帰村促進に寄与することが求められる。
- ・ 書籍の購入や閲覧のできる場の確保は、生活インフラ確保の観点から重要であることから、小中学校における図書館機能の充実を図ることが求められる。

＜伝統文化の活動＞

- ・ 村の祭りや伝統文化活動は、村の復興とともに帰村促進にも結びつくことから、村民との意思疎通を図り早期に再開することが必要である。
- ・ 川内村の村民であることの誇りを失わないように、村の名誉村民である「草野心平」や「樋口主水」の方々のような文化人の新たな発掘が必要となってくる。

＜生涯スポーツ＞

- ・ 村民が安心して屋外でスポーツ活動や健康づくりのための取組みができるような環境づくりを確保するため、適切な除染の実施と継続的な線量モニタリングを実施していくことが求められる。
- ・ 総合グラウンドを安心して利用できるように、適正な除染と補修を進める必要がある。体育館についても老朽化が進んできていることから、総合グラウンドやコミュニティセンター等

を合わせ、一体的な施設整備の方向について検討する必要がある。

- ・ 中学校のプールの老朽化に伴う改築に合わせて、村民の健康管理に貢献できる施設整備の検討が必要である。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・ 生涯学習や伝統文化活動は、コミュニティセンターを核に行政区や世代単位の取組みを推進し、ハードとソフト両面の充実により、村民同士の「コミュニティの場」を確保し一環した生涯学習環境の再構築を図る。また、村の三大祭りの早期再開に加え、行政区単位の取組みを側面的に支援することにより村の伝統ある文化の保全・継承を図っていく。

<生涯学習>

- ・ 生涯学習の拠点であるコミュニティセンターの耐震性強化を早急に行う。施設の老朽化を踏まえ、他の公共施設（例えば、体育館や村役場、図書館機能）との一体的整備による効率的かつ効果的な整備等を見据えた検討を図る。ハード面の充実とともに、専門指導員を配置するなどにより、学習内容の企画充実を図り、有意義な生涯学習の場を村民に提供する。
- ・ 芸術文化活動の再開と活性化に向け、芸術文化団体に対して、講師の招聘や活動場所の確保に対する支援を行うとともに、成果発表の機会である『（仮称）復興・かわうち芸術文化大会』を早期に開催できるように村民の意識の高揚を図る。
- ・ 天山てらこや学習塾の早期再開、高齢者や女性等を対象とした活動内容の一層の充実を図っていく。
- ・ 高齢者をはじめとした伝統的な技術を持つ村民が、子どもや青年などに、豊かな経験や知恵に基づき講師としての役割を果たす機会を設けるなど、ボランティア活動と生きがいづくりの要素を含めた『（仮称）村民による生涯学習プログラム』などの設定を検討する。
- ・ 平成23年度と24年度に中止となった『うまわる文学賞』について、早期な再開を図る。

<伝統文化の活動>

- ・ 川内村の三大祭りの早期再開のために村と村民が連携して取り組む。
- ・ 獅子舞(重要無形民俗文化財)や神楽・浦安の舞は、奉納にかかわる伝統芸能ではあるものの川内村に伝えられてきた伝統文化の一つであり、村民の心のよりどころであると考え行政区単位で適切に保全継承されるよう鍛錬場所の確保及び必要な衣装・道具類の修復等の面で側面的に支援を行っていく。
- ・ 文化人が、川内村との交流や関わりを持ち続けているように川内村の豊かさや良さの継続を図ることや文化人発掘のための事業展開を図らなければならない。

<生涯スポーツ>

- ・ 総合グラウンドは、老朽化が進んでいることに加え、除染を行っても安心してスポーツに取り組みにくい環境が続くと予想されることから、屋内でのスポーツや健康づくりができる環境づくりを検討していく。また、老朽化してきている体育館の改修や新設などについて、コミュニティセンターや総合グラウンド、さらには、役場庁舎を含めた、公共施設の整備と運営について、中長期的な視点での検討を行う。
- ・ 生涯学習教育における活動団体の事業再開を促し、活動の活発化に向けた環境整備に取り組んでいく。その中で、除染の状況を十分に踏まえつつ、河川敷を利用した健康ウォーキングエリアの整備について検討する。
- ・ 中学校のプール用地等を活用して、村民の健康増進を図るための村民用プールと位置付けし健康増進施設として整備するとともに、中学校においても授業の一環で活用できる環境づく

りを行うことを検討する。

- ・ 村外で行われるスポーツ・健康づくりのイベント等に、村民が参加しやすいように、引き続き、情報の提供や参加のための交通手段の確保等についての利便性を図る。
- ・ 除染状況を見極めつつ、夏季野球大会（盆野球）の定期的な開催を引き続き行う。

(2) 学校教育の充実

① 現状

- ・ 小学校、中学校ともに生徒数が多いこともあり、少人数制の教育が行われている。さらに教員の働きやすい環境を整備するための教員住宅を確保している。
- ・ 村内には学力向上のための学習塾が無かったため、平成 19 年度から「かわうち興学塾」（小中学生を対象とした学習塾）を立上げ、5 年間の設定でスタートした。
- ・ 高校は、県立富岡高等学校の分校として設置されていたが、入学者の減少により平成 23 年 3 月をもって閉校となった。これまでも、村外の高校に進学する場合には、村外に下宿や双葉郡内の高校等にバスや鉄道などを利用し通学しなければならない環境にあった。
- ・ 原子力発電所事故による村民避難とともに、村内での小中学校や「かわうち興学塾」が休校となったが、平成 24 年 4 月より、村内にて小中学校が再開し授業が開始されている。
- ・ 「かわうち興学塾」も、平成 24 年度から再開している。英語指導助手による英会話教室も開始し、興学塾では、子供の弱点を補うため小中学校へフィードバックするなど、子どもの特性に応じた学校教育と興学塾との連携した個別教育への取組みが行われつつある。なお、興学塾で教える講師の質の向上のため、首都圏等の塾との連携を実施している。
- ・ 原子力発電所事故により、双葉郡内の高校がすべて郡外に移転をしたことにより、川内村から高校に通学することが容易ではない環境になっている。

【小・中学校の生徒数等の推移】

(単位:人)

区 分			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
川内小学校	生徒数		129	123	112	50	16
	学年別 生徒数	1年	24	21	17	7	3
		2年	23	24	19	9	0
		3年	17	20	21	7	3
		4年	20	18	20	11	1
		5年	24	18	17	8	3
		6年	21	22	18	8	6
	職員数		14	14	15	15	14
川内中学校	生徒数		67	54	54	26	14
	学年別 生徒数	1年	14	20	22	6	5
		2年	21	13	19	10	4
		3年	32	21	13	10	5
	職員数		13	13	12	14	12

資料:学校基本調査

② 課題

- ・ 小学校や中学校では、帰村している子供たちが少ないものの、これまで以上に少人数による教育が行われているが、このまま子どもの帰村が進まない場合には、複式学級化の懸念がある。将来的には、子どもたちの更なる学力向上を目指すため質の高い教員の赴任に向け、県教育委員会との連携強化を図ることが必要となる。また、少人数教育による良さを評価する

一方で、子どもたちが団体生活の中で鍛錬の重要性を指摘する声もある。

- ・「かわうち興学塾」の維持充実を図り、小中学校との連携により個別的指導による特徴ある教育と内容の充実を図っていくことが求められる。
- ・子どもが村内に居住し高校に通学できる環境整備又は高校就学のための下宿環境の整備が求められる。
- ・草野心平を始めとする村の歴史や文化等を、学校教育の中で学ぶ機会を適切に確保することが必要である。
- ・原子力災害により、今後は放射性物質に関する正確な教育の必要性は望まれる。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・小中学校での少人数制教育の良さを活かすとともに「かわうち興学塾」や教育委員会との連携を図り、特色ある教育環境の更なる充実により、子どもたちの健全な育成を図っていく。また、村内への高校設置については、引き続き関係機関と協議を図りつつ、高校が村内に無いことが帰村への妨げとならないよう、高校への通学環境の整備を進めなければならない。
- ・具体的には、村内での特徴ある教育の実践を続け、地域が一丸となって子どもたちが帰村できる環境づくりを進め、児童生徒数を確保し、複式学級とならないよう帰村を促す。
- ・村への教員赴任の環境整備に向け、引き続き教員住宅の整備充実を図るとともに、教員数の確保と教育内容の充実について県教育委員会とも連携していく。
- ・義務教育と「かわうち興学塾」の連携を図りながら、教育の質向上を引き続き実施していく。
- ・川内村に居住し高校に通学できる環境整備、子どもが高校修学のために安心して下宿できる環境づくりのための支援策の検討を行う。例えば、通学環境整備（通学補助、送迎バス など）、資金的負担の軽減のための奨学金の増額などについて検討する。
- ・川内村への高校設置（中高一貫、国立の誘致 など）に向け関係機関への働きかけを行う。
- ・村の歴史や文化、地域について、学校教育の中で学ぶ機会を確保する。例えば、高齢者を講師として招くなど、地域が一体となった取組みを検討する。
- ・放射性物質に関する正確で適正な教育カリキュラムを検討する。
- ・教育プログラムの充実や教え手の育成などを行いつつ、魅力ある学校教育を実施していく。

〔Ⅲ〕 魅力と賑わいの生れる村

1. 地域資源を活かした村づくり

（１）農林水産業の振興

① 現状

- 川内村は、阿武隈山地の林野と高原の盆地、木戸川、富岡川水系の水源地域という豊かな自然と高原特有の気候を有し、山間地域固有の環境風土の下に、小規模な農家を中心とした稲作と繁殖牛・乳牛、葉たばこ、蔬菜、花卉(トルコキキョウ)などによる複合経営により、多様な農業生産が行われてきた。また、企業的経営の養豚、養鶏などの畜産、林産物としてのシイタケ栽培や間伐材を利用した焼き杭生産、清流を活用したイワナの養殖など地域資源を活かした農林水産業が行われてきた。
- 近年では、従事者の高齢化や後継者不足、兼業化の進展などにより村の基幹産業としての農林業の経営を維持するための対策が喫緊の課題とされ、その対策の解決に取り組んできたが、原子力発電所事故による全村民避難により、すべての生産がストップし、村の基幹産業は、深刻な危機と大きな転換期を迎えている。

【農林水産従事者の推移】

(単位:人)

区 分		平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
農業	人数	577	449	286	279	205
	割合	26.9%	21.1%	17.0%	19.1%	16.0%
林業	人数	62	52	43	41	45
	割合	2.9%	2.4%	2.6%	2.8%	3.5%
小計		639	501	329	320	250
就業者総数		2,148	2,127	1,682	1,459	1,279

資料:国勢調査

<農業>

- 川内村の農業は、減反政策や従事者の高齢化、担い手不足などの影響により耕作規模が小規模化した多くの農家と、稲作の経営受託による経営規模拡大をめざす少数ながら認定農業者を中心とした農業者との二極化の傾向が見られていた。
- 川内村の農業は、平地では水稻主流で畑地等ではタバコの生産を比較的大規模に行っていたが、作業条件や担い手の高齢化、さらに生産調整などによりタバコの生産は急速に減少してきた。また、水稻の減反対策として、村が奨励した品種として大豆やそばへの移行が進められ、水稻の作付けに代わる品種として期待されていた。収穫物は、村の特産品として味噌やそば麵への加工が行われ販売されていた。
- 中核農家の育成が思うように進まず、新規就農者もほとんどいない状況で、農業全体としては、停滞から縮小の傾向にあり、農業構造全体の見直しと抜本的な対策が必要となっている。
- 村の水田等は、水源かん養や保水などの防災機能面も有し、加えて自然と人が調和した自然空間などの多面的機能を発揮し、災害防止や癒しの空間により村への交流人口や地域環境の

保全に貢献してきている。

- ・ 原子力発電所事故は、これまで営まれてきた川内村の農業に甚大な被害を及ぼしている。水田及び畑地の除染については平成 24 年度に施し、平成 25 年度からの作付けを目指している。採草放牧地についても平成 25 年度での除染作業を検討しているものの農家の間では風評被害を含め、生産ができて売れるのか、飼料として用いられるのかといった不安や戸惑いが見られる。
- ・ 肉牛の肥育農家については、原子力発電所事故前後で、30～40 軒から 7 軒に、花卉栽培農家も 3 軒から 1 軒に減少、養鶏場が閉鎖するなど農業面への影響は極めて大きい。
- ・ 村では、復興計画の一環として、新たな農業の可能性と雇用の確保のために平成 24 年度に完全人工光型の野菜工場「川内高原農産物栽培工場」を建設する。新たな生産方式であることから知識技術を有する企業等の協力を受けながら、平成 25 年度よりリーフレタスやハーブなどの作物を需要と供給のバランスをみながら、収益性を考慮し作物の生産を開始する計画である。

【農業就業人口の年齢構成の推移】

(単位: 人)

区 分	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
15～19	9	30	17	30	0
20～29	26	14	15	18	6
30～39	66	32	17	13	6
40～49	63	54	45	35	19
50～59	185	78	53	67	53
60～69	268	236	193	132	104
70歳以上	121	152	219	288	281
合計	738	596	559	583	469

資料: 農林業センサス

【農産物販売金額別農業経営体数の推移】

(単位:ha)

	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
総農家数	482	428	399	375	357
販売無農家	35	18	30	63	74
50万円未満	136	118	112	131	139
50～100	97	106	122	86	69
100～200	110	86	75	55	41
200～300	55	40	25	16	12
300～500	32	30	18	11	8
500～700	5	12	5	5	2
700～1000	2	5	5	－	3
1000～2000	8	9	4	4	5
2000～3000	2	2	3	3	－
3000～5000	－	1	－	－	1
5000～1億		1		1	－
1億～3億				－	2
3億以上				－	1

資料:農林業センサス

＜林業＞

- ・ 村の総面積 87.9%を占める林野の森林資源を生かし、林業の活性化を進めてきた。森林は、水資源のかん養や防災の役割を果たし、国土の保全、美しい自然景観の形成等の多面的な機能を発揮し、安全で快適な生活の環境づくりに重要な役割を果たしてきた。
- ・ 高度経済成長期以後の輸入材の増加による国産材需要の減少と採算性の悪化により、林業への新たな進出も無く、担い手の高齢化も進み、林業が衰退している。また、山林所有者による森林の施業管理が不十分な状態の森林が顕著となっている。
- ・ 近年における都市住民を中心に豊かな自然とふれあう環境への関心が高まる中で、山村における生活体験などの様々な体験活動の場や野生動植物の生息の場としての保全、地球温暖化防止の観点での森林育成による二酸化炭素の吸収等の森林の果たす役割が注目されている。
- ・ 原子力発電所事故により、村内の森林が放射性物質による汚染を受け、森林がもたらす多様な資源としての機能が発揮できなくなっている。
- ・ 森林除染を行うことは、村民の帰村及び健康被害への不安を払しょくするためには必要不可欠である。村では、村民の帰村を促すためにも早期に森林除染を実施したいが、国が示す除染ガイドラインでは森林除染の明確な方針を打ち出していないため、関係機関との交渉を進めている。併せて山林の維持管理面においても村の林業施策の最優先課題である。
- ・ 森林の除染方針が示されない期間に、森林内での樹木への放射性物質の移行や地下水等を与える悪影響が高まるのではないかと危惧されている。

<水産業>

- ・ 村内の木戸川本流や支流河川は、水量的に恵まれイワナなどの宝庫として県内外にも周知され、古くから溪流釣りのメッカとして親しまれてきた。木戸川漁業協同組合川内支部では昭和 57 年から放流による淡水魚資源の保護増殖を図り、溪流釣りの穴場として誘客すべく釣り場環境の整備を図ってきた。平成 5 年からは、村が設置した「いわなの郷」において養殖事業を開始し、平成 11 年から同施設においてイワナの種苗生産が行われ、孵化された稚魚を活用し、施設内での観光事業への活用や加工品の原料として用いるなどの施策が進められてきた。
- ・ 原子力発電所事故による放射性物質により河川周辺や溪流魚の餌となる水生動植物が汚染されたため、溪流での魚釣りは許可されているものの釣った魚を食べることは禁止されており、溪流釣りに訪れる人はほとんどいない状況である。

② 課題

- ・ 川内村の農林水産業は、原子力発電所事故による放射性物質の飛散により生産空間(土壌・森林・河川)の汚染により、生産活動がすべてストップしている。農林水産業は、今後も村の環境風土に培われた地域に根ざした基幹産業として位置づけられることから、農地や山林、河川の除染を進め、生産の場として復旧させるとともに風評被害の払しょく、生産基盤と生産体制の再構築や新たな販路開拓など新しい地場産業としての再生復興を進めていくことが基本的な課題である。

<農業>

- ・ 農業の復興のためには、まず農地除染の徹底と生産物の販路確保及び風評被害の払しょく対策により安心して営農に取り組むことのできる環境整備が喫緊の課題と考えられる。
- ・ 農地の基盤整備は、下川内地区では 30a 区画に整備済みであるが、上川内地区では 10～15a 区画となっている。未整備地区の基盤整備は重要な課題ではあるが、整備に際して受益者負担が発生するため、先行きの見えない現状では、基盤整備への農家の意欲が高まっていない。
- ・ 今後、村内で作付けする農作物の栽培方法を調査検討し、新たな栽培技法の導入と作付け品目を考える必要があるが、農家の高齢化や投資意欲不足などが課題となることが予想される。また、露地野菜の栽培では、寒暖差の大きい気候を生かした農作物の栽培ができるものの放射性物質による風評被害の払しょくを図ることが最も重要な要因となる。
- ・ 今後の営農として環境保全型農業があげられ、一部農家では導入に対するニーズはあるものの、農業生産規模が集まらないため堆肥センター等の施設整備が進んでいない。
- ・ 村内における営農者は、徐々に高齢者が増えることにより、採算性を求める営農から生きがいを求める小規模な面積を耕作する農業者が多くなることが予想される。
- ・ 農業による収益で生活することは難しく、先祖から受け継いだ農地を維持するために農業を続けている状況が見受けられる。今後、農業の担い手を確保し川内村の農業を継承するためには、農業で生計を立てることのできる新たな仕組みが必要となる。

<林業>

- ・ 川内村の林業は、原子力発電所事故以前から林業で生計を立てることが困難で林業への従事者が少ない状況となっていた。今後は、森林の除染方針とも関連しつつ林業の振興策を検討していく必要がある。
- ・ 森林除染には長期間を要することから、森林資源が従来の木材価値を発揮することは困難と予想される。除染木材を木質バイオマス発電などの燃料として利用することで、エネルギー

多様化政策の中で注目されている再生可能エネルギーの導入に寄与することなども重要な検討課題の一つである。また、用材の放射能汚染調査を実施し、汚染されていない用材については、用材の目的に応じた利用を検討しなければならない。

＜水産業＞

- ・ 豊かな河川やイワナの宝庫といった川内村が持つ良好な自然環境のイメージは、放射性物質による汚染や風評被害により大きなダメージを受けている。イワナ養殖などの蓄積を活かした水産業面での復興を図るためには、河川環境の復元と風評被害の払しょくを図り、「イワナを初めとした溪流魚の宝庫かわうち」を再生することが求められている。

③ 施策の方向と具体的内容

＜農業＞

- ・ 除染後の平成 25 年度以降は、農家が営農を再開できるように試験田での科学的な検査結果をふまえ、除染後の農作物の作付けや収穫物に対する安全性の確認、販路再開拓などとともに、その弊害となっている風評被害等への対策を進めていく。
- ・ 生産者が生産に専念できるよう生産物の安全性だけでなく、農作物の栽培品目等に対する指導や不安が残る販売先について全面買取先の模索などによる流通システムの確立などきめ細やかなサポートが必要となる。村だけで解決することは難しい状況のため、国や福島県をはじめとした関係機関と連携し農業の振興を図ることとする。
- ・ 農業復興とともに新しい農業のシンボルでもある土を使わない完全人工光型野菜工場「川内高原農産物栽培工場」を持続的に経営していくために、安定的な販路の確保、販売体制の確立等を促進していく。
- ・ 高齢化が進む農業を継承していくために、中長期的な視点に立って次世代の担い手育成のための施策を検討する必要がある。そのため農業の生産基盤を再整備する必要がある。
- ・ 例えば、農地の再整備や経営の共同化、農業生産組織の法人化などにより、意欲ある農家の育成・存続、土地の集約化による経営規模の拡大や多角化などの構造改革を進め、農家が農業収入だけで生計を立てることのできる基盤や環境づくりを推進していく。
- ・ 農地の集約に際しては、農家間の個別対応に任せるのではなく農業者と村が一体となり、今後の農業振興の方向性を明確に打ち出し、農家個々の存続意思確認や農地集約に当たっての仲立ちなどの仕組みづくりの検討を行っていく。
- ・ 新しい農業への転換策としてハウス栽培における加温に木質バイオマス発電の余熱を利用するなど、木質バイオマス発電と農業との連携を検討する。
- ・ 産業としての農業を発展させる一方で、人生 80 年時代のライフスタイルにおける生きがいとしての農業、健康増進のための農業、川内村の自然を守るための農業（景観、治水等）など、産業分野以外での川内村における農業の位置づけを考えていく。
- ・ 観光との連携によるグリーンツーリズムやワーキングホリデーへの展開、教育分野との施策連携を検討し、従来型の農業に加え、「新たな川内村の農業」の取組みとして活かすことのできる施策を検討する。

＜林業＞

- ・ 川内村の今後の林業施策は、森林全体の除染無くしては始まらないことから、森林除染の方針を早急に示すよう国に対し引き続き要望していく。併せて、森林の維持管理も必要となることから、放射能調査や樹木の放射性物質による汚染状況の確認などを定期的の実施し、森林の安全な施業について国及び福島県と連携し進めることとする。

- ・現状は、森林の管理が停滞し適正な山林維持が危惧されるため計画的な除伐間伐など、本来の森林施業を推進することでの「雇用の場」の創出を検討する。
- ・除染木材の有効活用として木質バイオマス発電施設等への燃料供給の検討による経済性や持続可能性及び安全性など、更には、他施設への熱や温水等の供給による連携の可能性などを調査研究し、村内での普及・還元効果なども視野に置いて検討する。
- ・用材の放射能汚染調査を実施し、その結果に基づき用材としての利用が可能である木材については、用途に応じた用材としての活用を検討する。
- ・広域的な視点に立った林業の担い手の確保及び林業施業体制の強化を図り、近隣市町村との連携協力や森林ボランティアの育成及び協力体制の構築を図り、林業の活性化を図る。
- ・さらに、森林の効果的かつ適正な活用方法などについての検討を進めていく。

＜水産業＞

- ・溪流釣りの再開とイワナの養殖・放流を復活させるために、溪流魚の定期的なモニタリングを実施する。また、早急に河川および河川周辺環境の除染を進めるとともに、今後の汚染防止対策を検討し実施する。
- ・「いわなの郷」での養殖魚を含め、河川の浄化により溪流魚の商品化を進めるとともに、河川及び水産業に対する風評被害対策を推進する。
- ・「いわなの郷」の復興にあわせ、川内村の恵みである豊かな森と清らかな水のイメージにあった水産業(内水面漁業)の復活を進める。

2. 新しい雇用を生む村づくり

(1) 雇用の創出（工業・企業誘致、新規産業）

① 現状

- ・ 川内村は、山間地で高速交通網からのアクセスが不便など大型工場の立地条件に恵まれず、工業基盤の整備も脆弱なことから縫製工場など女子労働力型の中小零細工場の立地が見られたものの景気低迷の中で事業所の撤退などにより、近年では従業者数や製造品出荷額は年々減少傾向が続いていた。
- ・ 原子力発電所事故後、東日本大震災特別区域法に基づき認定された「ふくしま産業復興投資促進特区」では、製造業を対象に企業立地に対する手厚い支援が行われ、その効果もあり、村内への新たな企業誘致が実現している。
- ・ 平成 24 年 10 月段階で 3 社の新規企業の誘致に成功し、今後さらなる他職種の企業誘致を進めなければならない。すでに進出済みの 3 社については、村内の学校跡地や縫製工場跡地などに立地しているが、進出した企業の中には、川内村で工場拡大を計画するなど新たな動きもある。
- ・ 双葉郡内で操業していた企業が、南相馬市やいわき市などに新たに事業活動の拠点を設置するケースもあることを踏まえ、当面の間、双葉郡内の既存の企業を、積極的に川内村に呼び込むための取り組みも必要である。
- ・ 村発注の除染活動については、地元の建設事業者からなる事業体が受託し、実施している。その関連で、数百人単位の作業員の雇用が創出されている。

【工業の推移】

(単位: 所・人・万円)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数	6	6	5	4	3
従業員数	105	100	84	42	36
製造品等出荷額	38,808	43,519	32,841	17,821	19,951

資料: 福島県勢要覧(市町村勢一覧)

② 課題

- ・ 村民の帰村が始まったが、帰村者は高齢者が多く若者が少ないことなどもあり、川内村へ誘致した企業への就職者が不足するなどの状況がみられる。しかし、村の持続的な発展には、働き盛りの年齢層の帰村を促進することが不可欠であり、村内に安定した継続的な雇用機会を確保していくことは重要な要件となる。加えて、雇用者の人数とともに、職種の質の確保も重要となり、多くの村民の様々な雇用ニーズに対処するためにも多様な雇用機会が求められる。
- ・ 山間地の川内村では、企業立地に適した場所が限定されていることから、土地利用上の規制緩和や手続きのスピード化などにより、進出企業の新規投資に積極的に対応するための産業用地の確保や先行的な整備が必要となる。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・ 継続的で安定した雇用確保の観点から企業立地補助金や各種補助事業、税制優遇措置などの制度を活用して環境整備を図るとともに、農地転用や山林開発等の土地利用上の規制緩和を求め、新規事業への対応を的確に進めることにより、製造業、建設業に留まらない幅広い業種の企業誘致を推進していく。また、原子力発電所の廃炉や放射能汚染等に関連する公的な機関、さらに新たな産業の核となる企業の誘致、既存企業の育成等のための方策について検討を行う。
- ・ 誘致した企業の事業拡張に対応するため、工場立地に係る周囲の景観や土地利用との調和に十分に配慮し工場整備に適した産業用地の確保や関連インフラの整備を適切に進めていく。なお、工場用地の整備規模については、将来の負担となることのないよう十分な検討を行った上で適正な規模にて取り組む。
- ・ 当面の間、帰還ができない双葉郡内で操業していた企業や事業所にターゲットを絞り、村内への企業誘致の活動を行っていくとともに、従業員のニーズを踏まえた住宅等の整備を検討していく。
- ・ 除染や廃炉関係の事業所や作業員宿舍の設置は、商店や飲食店をはじめ川内村の商工業・サービス業などへの経済効果が見込めることや交流人口の拡大にもつながるから、積極的に誘致を図る。

(2) 商業・観光交流・生活サービス業の振興

① 現状

<商業・サービス業>

- ・ 原子力発電所事故前から村民の多くが、生鮮食料品や日用品を求め、品数や鮮度の良い品物が揃っている近隣の自治体等の商業施設を利用してきた。
- ・ 川内村商工会では、村内での消費活動を喚起するため、村内の商業店舗や納税に利用できる金券を発行するなど、村内の商業・サービス業等の振興へ寄与する取組みを行ってきた。
- ・ 原子力発電所事故により双葉郡内の商業機能が崩壊し、加えて川内村でも全村民避難により2件あったコンビニエンスストアが閉店した。村民の帰村が進む中で、村内における商店やサービス業の再開が不透明なことや村民のニーズにあった品揃え等が難しいことが予想され、早急な対策が求められており商店や商工会との協議を進め、共同店舗の整備や新たなコンビニエンスストアの誘致に取り組み、コンビニエンスストアについては平成24年12月に開店することができた。
- ・ 村内には宿泊の需要が少なく宿泊施設が極めて限定されていたが、除染活動のために村外からの作業員の宿泊が確保しにくい状況にあったため、復興関連事業の中で独立行政法人中小企業基盤整備機構による宿泊施設の整備が行われた。

【商業の推移】

(単位:店・人・万円)

	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
店舗数	55	54	50	41
卸売業	1	2	1	1
小売業	54	52	49	40
従業員数	131	149	123	97
年間商品販売額	106,643	110,372	124,540	80,679

資料:福島県勢要覧(市町村勢一覧)

<観光>

- ・ 川内村の観光資源としては、重要な文化施設でもある「天山文庫」や「阿武隈民芸館」、天然記念物のモリアオガエルの生息する平伏沼、高塚高原などの自然資源がある。観光集客の拠点として整備された「いわなの郷」や「かわうちの湯」などを合わせて年間10万人程度の観光入客数があった。村での三大祭りと呼ばれる「天山祭り」「ドウダンまつり」「かわうち祭り」などの実施による集客も図られていた。
- ・ 原子力発電所事故による全村民避難の影響と風評被害も重なり、現在は観光客が無く、今後当面の間は事故前の集客を図ることが非常に厳しい状況にある。
- ・ 村の観光拠点である「かわうちの湯」は、震災にて修繕が必要となり、数ヶ月に及ぶ改修が必要となる。「天山文庫」は、定期的な茅ぶき屋根の葺き替えや室内の修繕が必要となっている。また、交流施設として運営されていた「ひとの駅」は閉鎖され、平成25年度中の再開が見込まれる。

【主要観光地の入込客数の推移】

(単位:人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
天山文庫	763	1,309	1,614	－	415
阿武隈民芸館	763	1,309	1,614	－	415
平伏沼	518	639	283	－	159
いわなの郷	－	－	19,270	－	－
かわうちの湯	95,171	91,895	85,464	－	－
合計	97,215	95,152	108,245	－	989

資料:福島県統計年鑑(観光客入込状況)、村資料

(注)いわなの郷、かわうちの湯は県資料、他は村資料

(注)平成23年度は東日本大震災と原発事故にともなう全村避難のためデータが把握されていない。

② 課題

＜商業・サービス業＞

- ・富岡町等の商業機能が利用できない状況の中で帰村を促すためには、生活するうえで必要不可欠な食料品や日用品等の買物や各種商業的なサービスの享受できる環境を村内に整備することが必要である。
- ・商業・サービス業の担い手は民間事業者であるが、村の現況を踏まえた場合、民間事業者による店舗の立地やサービスの提供は難しい状況にあり、今後の事業展開を図るうえでも村民の帰還が最も重要となり、行政として村民の帰還策を明確に打ち出すことが重要となる。さらに民間の経済活動に対する公的な支援には限界があるため、民間事業者の営業意欲を高めるためにも、更なる帰村の促進と除染作業や村内居住者の確保に努める必要がある。

＜観光＞

- ・川内村の観光については、何よりもまず、除染作業の実施徹底により、放射性物質の除去を図り放射線量の軽減策を講じることである。交流人口の増加を図りながら、帰村を促し村民が安心して暮らせる風景を取り戻すことであり、その上で風評被害を払しょくし、自然豊かな文化的な農山村の風景、恵みなどの資源を活かした体験型観光を図ることが重要となる。
- ・「天山文庫」の観光資源としての価値を高めるため定期的な屋根の葺き替えや屋内の修繕により観光客の誘客を図る。あわせて草野心平記念館「阿武隈民芸館」における作品の展示や保存、学芸員の配置などによる文化品の充実を図るとともに、現在保存している資料等の管理保管の検討が必要となる。

③ 施策の方向と具体的内容

＜商業・サービス業＞

- ・既存事業者の経営力の強化、担い手育成に向け、共同店舗や共同仕入等による商業やサービス業の復興について、行政と商工業者及び川内村商工会等が連携し取組みを進めていく。
- ・今後、高齢単身世帯の増加が見込まれる中で、高齢者向けの訪問サービスや商品の宅配サービスなど、民間事業者を主体とした細かな生活サービス事業の実施について検討を進めてい

く。

- ・ 村民にとっての日常的な買物や飲食及び生活サービスの利便性を享受する環境が、十分では無い現況に留意し、不足している分野について、関連する民間事業者の事業展開を喚起促進するとともに、生活インフラとしての商業やサービス業の振興を図る。
- ・ 復興の過程で新たに必要となる各種のニーズに配慮し、村民やU I ターン者などによるコミュニティビジネス等の起業や育成を支援していく。

<観光>

- ・ 村内の徹底した除染により、安全性が示された段階で、復興イベント等の開催による観光客の集客や積極的な安全宣言によるキャンペーンを行うなどにより、中長期的な視点から徹底的な風評被害の払しょくの対策を進めていく。
- ・ 三大祭りなど、従来から川内村で行ってきたイベントを復活し、観光客の集客の足がかりとする。あわせて、川内村に伝わる「浦安の舞」「神楽舞」「獅子舞」など伝統芸能の継承と活用を図り、特徴ある川内村の観光資源の再生を図る。
- ・ 文化的観光の拠点でもある「天山文庫」の改修や既存の保存資料等の適正管理により、観光資源の価値を高め誘客を図るとともに、文化的財産の保存保管のための人材の投与や育成図り観光資源の継承を図っていく。
- ・ 原子力発電所事故を風化させないためにも川内村での経験や状況を活かし、川内村での暮らし(一日村民)体験や除染作業の体験、復興のボランティア活動や大学のゼミ・サークルによる合宿、防災をテーマとした原子力災害の実体験に基づく講演の実施などにより集客を図るほか、村外での体験講演等による川内村の宣伝イベントの実施により、川内村ならではの継続性が見込める新しい体験型の集客の仕組みづくりについての検討を行う。

〔Ⅳ〕 村民とともに歩む村

1. 村民総参加の村づくり

（１）参加型社会の創出

① 現状

- ・ 川内村では、これまで8つの行政区で地縁型のコミュニティを基盤とした自治活動が進められており、村では集会施設の設置、生活環境の整備など行政区の活動の支援を行ってきた。しかし、村民の生活スタイルや意識の都市化、少子高齢化や過疎化の進展に伴い、近年では、近隣のつきあいや相互のふれあい・助け合いなどの希薄化、村づくりへの参加の低迷などの傾向が見られてきた。
- ・ 村では、村づくりへの村民の関心とパートナーとしての参加意欲を高めるために、「広報かわうち」「議会だより」「村勢要覧」等の各種広報媒体の充実をはじめ、防災行政無線システムによる情報提供、光ファイバー網を活用したインターネットでの行政情報の提供などを進め、住民自治の基本単位であるコミュニティの維持と活性化を図ってきた。
- ・ 原子力発電所事故により、全村民避難というかつて経験したことのない事態が生じ、従来のコミュニティが分断・分散し、帰村が始まった現在でも帰村者の人数や年齢構成の制約などから従来の行政区のコミュニティや自治機能に支障をきたしている。一方では、東日本大震災や原子力発電所事故を契機に全国的な規模での援助支援を受け、改めて人と人、家族の絆や地域の絆を大切にする考え方が定着しつつある。子育てや就業などの事情から当面は、帰村が難しい村民を対象に、郡山市やいわき市など避難先で形成されたコミュニティへの支援や村づくり等への参加意識の醸成など、これまでとは異なる新たな行政サービスや課題も生じている。

② 課題

- ・ 家族の絆や地域の絆などに注目が集まる中で少子高齢化社会が先行する川内村では、段階的に帰村が進む中で、これまで8つの行政区を中心に組み込まれてきた地縁型コミュニティによる自治機能の維持や交流を図るための施策の検討が必要となる。
- ・ 住民自治の原点に立ち返り、行政区の運営や村づくりにおける主役として行政を支える村民として、住民自治への理解と積極的な参画、受益者負担などの意識の醸成が必要となる。
- ・ 帰還村民によるコミュニティ活動、避難村民によるコミュニティ活動、帰還村民と避難村民の交流機会の創出など村民同士の絆維持や交流の仕組みづくりが重要となる。
- ・ 避難先での支援者との交流、震災復興で訪れるボランティア団体や大学など民間ベースでの交流などで培われた村民以外の方々との新たな絆を大切にし、それらの交流を維持、継続、発展させることが、川内村の復興や将来に向かっての財産となる有意義かつ大切な結び付きとなる。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・ 川内村の村づくりは、村民自らの責任と選択に基づく創意と工夫のもとで川内村の個性や資源を発揮していくことが強く求められている。村民の声を大切にし、きめ細かな施策を実施するために、村民や事業者及び行政との役割分担と主体的な参加による協働参画型社会の実現を目指すことが重要となる。

- ・ インターネットの普及など I C T 社会に対応し、情報の受発信媒体としての村のホームページの充実をはじめ、さまざまな情報媒体を活用して行政による情報発信機会を増やすなど、帰還した村民や避難先での村民に対し、きめ細かなコミュニケーション機会の確保と情報の提供を図る。また、村民の協力や参加により、帰村した人、帰村しない人を問わず相互のコミュニケーションの機会や仕組み(例えば「かわうち絆ネットワーク」など)の構築を図る。
- ・ 復興の過程で、避難先や村を訪れる N P O や大学をはじめとしたボランティア人材との交流などを通じ、村外との新たな絆づくりの維持、育成、拡大を図っていく。
- ・ 限られた人材や知恵を最大限に活かすために、新旧さまざまな媒体を活用して積極的な情報の提供と共有の仕組みづくりを進めることにより村民に対し常に情報公開を行い、村(行政)の日々の活動状況を周知し、双方のコミュニケーションを確立し、開かれた村の行政運営を進めていく。
- ・ 復興計画をはじめ今後の村づくりを進めていくには、計画策定の段階から積極的に住民の意見を聴取するとともに、より具体的な内容について住民からの提案を受けるなど住民参加型の村づくりの仕組みを定着させていく。
- ・ 計画策定時にとどめず、継続的な村民の意識調査や懇談会などにより村民参加の機会を設け、計画策定後は、村民とともに計画の進捗状況や課題、方向性について認識し共有していく。
- ・ 今後ますます少子高齢化の進展が予想される川内村にあって、生活者(村民)起点の村づくりのため、様々な場面でいろいろな分野の村民(若者・女性・高齢者など)が参画することにより、村民が活躍できる環境や風土の醸成に努める。
- ・ 老朽化や機能低下が見られる行政区の集会所等を順次改修や建替えることにより、新しい時代のニーズにあったコミュニティ活動の拠点形成を図る。

2. 計画行政を推進する村づくり

(1) 行財政の運営

① 現状

- ・ わが国の人口は、年々減少に転じ本格的な少子高齢社会を迎える中で、三位一体改革や市町村合併、地方分権の推進など基礎自治体を取り巻く環境は大きく変化している。このような時代の転換期に、川内村においても地方交付税の削減により一般財源の規模が急速に縮小していた。
- ・ このような状況の下、全国に先んじて人口の減少や少子高齢化が進む川内村では、無理や無駄を省く方向で着実な行財政改革を進めてきたものの、原子力発電所事故の発生により、全村民避難から帰村の開始、さらには復旧復興というこれまでの行政運営における延長線上では考えられなかった大きな社会環境変化の渦中に、新たな行政サービスの提供と運営にあたり、財源の確保をはじめとした行財政運営に対する考え方が問われている。

<行政>

- ・ 川内村役場の組織体制も少子高齢・人口減少社会の到来を見通した、課・係の統廃合、業務の集中処理やOA化・電子化による事務の改善、効率化、民間委託や指定管理者制度の導入を図るなど、行政コストの削減による身の丈にあった行財政改革を着実に進めてきた。
- ・ 原子力発電所事故による全村民避難を契機に、川内村の行財政運営を取り巻く環境は激変し、帰村が始まった現時点においても分散する村民への対応、復興に向けた新たな行政需要の増大と各種施策・事業への対応を迫られることとなった。
- ・ このような厳しい状況下で、平成 24 年 1 月に帰村宣言するとともに、平成 24 年 4 月に行政機能を川内村にて再開し、復興の担当窓口として新たに復興対策課を設置し、庁内はもとより村民の参加も仰ぎながら、全村民が一丸となった復興施策の実現に向けた取り組みを進めている。

<財政>

- ・ 原子力発電所事故前の財政規模は、一般会計で約 27 億円で自主財源比率は 3 割程度で、歳入の 7 割程度が地方交付税等の依存財源である。自主財源のうち村税は、6 割程度でその大半は、東京電力の鉄塔等の大規模償却資産税となっており、住民税は村税の 2 割弱、歳入総額の 3%程度に過ぎない。
- ・ 財政管理の電子化に伴い村の財務管理システムは実用化されているが、決算統計に対応した自動作成機能は装備されていない。決算統計時の最終的な個別事業の振り分けは、手作業にて処理を行う。
- ・ 公共施設の管理は、村(行政)直営にて実施しているが、各行政区の集会所運営については行政区が行っている。
- ・ 「かわうちの湯」は、電力移出金の一部を活用し 5 億円の補助を受けて建設したが、震災により施設の一部が損壊したことから、今後施設を改修しリニューアルする予定である。
- ・ 原子力発電所事故後の平成 23 年度の歳出は予算ベースで 59 億円、平成 24 年度予算は復興特別交付税等でさらに膨らみ、予算ベースで 72 億円、さらに補正があって 85 億円まで膨らんでいる。平成 24 年度予算では、村実施分の除染費用約 40 億円が含まれていることが大きく影響している。
- ・ 国からの交付は事後となるため、事業規模が急激に膨らんだ影響で、高額な自己資金が必要

となる。平成 24 年度から復興特別交付税が入ってきたため、借入れが軽減され、現在の借入金は 2 億円程度となっている。しかし、従前の借入金の償還（毎年 3 億 7 千万円程度）は、自主財源から捻出せざるを得ない状況にある。

【一般会計予算額の推移】

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳 出	2,557,511	2,643,280	2,867,275	2,842,908	5,609,253
義務的経費	1,043,868	1,024,699	1,021,534	997,177	1,271,338
人件費	582,990	583,368	590,645	543,619	523,583
扶助費	77,450	90,874	89,855	116,855	418,185
公債費	383,428	350,457	341,034	336,703	329,570
一般的経費	573,895	769,877	765,826	664,927	2,147,342
物件費	267,189	267,886	324,920	343,781	339,687
補助費等	296,784	323,591	327,319	293,940	232,584
その他	9,922	178,400	113,587	27,206	1,575,071
投資的経費	724,281	596,915	843,674	916,653	1,842,252
普通建設事業	608,112	456,197	789,700	890,972	184,740
維持修繕費	18,496	31,647	23,953	25,681	65,080
災害復旧費	97,673	109,071	30,021	0	1,592,432
その他の経費	215,467	251,789	236,241	264,151	348,321
繰出金	215,467	251,789	236,241	264,151	348,321
予備費	0	0	0	0	0
歳 入	2,670,102	2,832,934	2,971,133	2,998,469	5,960,483
自主財源	717,821	686,731	740,909	715,694	1,189,236
村税	462,622	450,084	437,389	485,866	366,260
分担金及び負担金	17,434	20,142	17,941	5,201	3,643
使用料	24,381	25,890	24,764	23,644	4,993
手数料	1,846	2,000	1,767	1,936	294
財産収入	23,940	48,556	36,502	33,384	13,751
寄付金	0	1,113	1,698	26,048	221,097
繰入金	47,995	25,596	41,402	48,289	2,390
繰越金	62,033	77,591	129,654	53,858	110,561
諸収入	77,570	35,759	49,792	37,468	466,247
依存財源	1,952,281	2,146,203	2,230,224	2,282,775	4,771,247
地方譲与税	41,825	41,218	38,541	37,314	34,225
地方交付税	1,165,202	1,252,785	1,281,814	1,308,664	2,181,157
その他交付金	44,333	40,565	36,732	39,614	37,392
国庫支出金	59,262	164,314	236,670	232,044	190,699
国庫提供施設等 所在市町村女性交付金	8,778	8,879	8,678	8,683	8,857
県支出金	307,581	377,613	359,425	353,519	2,283,917
村債	325,300	260,829	268,364	302,937	35,000

資料: 福島県市町村財政課「市町村財政年報」

(注) 一般的経費のその他は、積立金、投資及び出資金、貸付金の合計。その他交付金は、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金の合計

② 課題

- ・川内村の健全な行財政の運営は、村づくりと表裏一体となった不可分なテーマであり、今後の村づくりにおける最も重要な課題という認識が必要である。今後は、英知をかけて実現されていく村の「復興から新たな創造」の過程の実現を支える礎として、透明性が高く、無理・無駄のない財政運用を基本に、村民を起点とした未来への投資という観点から、行財政の運営を行っていくことが求められている。

<行政>

- ・川内村では、課・係の統廃合、業務の集中処理やO A化・電子化による事務の改善・効率化、民間委託や指定管理者制度の導入などの行財政改革による一定のコスト削減は達成できたものの地方分権を見据えた職員の能力向上やI Tリテラシーの向上など人材育成面は道半ばで残された課題となっている。
- ・震災からの復興を目指した村づくりという新しい局面では、これまでにないスピード感が求められており、柔軟かつ機動性の高い組織再編や国・県・民間などからの職員派遣等の人事交流による効果的な政策形成能力の向上などが喫緊の課題となっている。
- ・村民の帰村が進まず、村民間や家族間において分散・分断され、それぞれのコミュニティが壊れた状態となっている。自治機能の再生再興を図ることにより、これらのコミュニティを早期に修復しなければならない。村としては、これまでに経験したことのない新たな行政需要に対応しなければならない。

<財政>

- ・川内村においては、中長期的な歳入を見通しながら、復興交付税など震災復興に関連した歳入により、一時的に従前の2倍から3倍近くに膨らんだ当面の川内村の予算に対し、次世代へ負担を先送りすることのないように的確に運用する必要がある。
- ・今後、復興関連の施設整備などで多額の予算が用いられるようになると、個別事業をめぐって住民の関心や要望が高まることが予想されるため、予算執行に対し、情報公開を基本とし丁寧な合意形成のプロセスが必要となる。
- ・震災復興に伴い実施される大規模な建設事業のイニシャルコストは復興交付金等で確保できるものの、建設後のランニングコストの財源をいかに捻出、確保していくかが、極めて重要な課題となる。負の遺産となって村の財政を圧迫することのないように、中長期の視点で精査し、事業を実施していく必要がある。
- ・今後は、行政運営における財源を確保していくために受益者負担などの考え方について、村民の理解と協力の機運を醸成していくことが必要である。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・復興計画と総合計画は、一体的な計画として作成するとともに、復興計画や総合計画が計画倒れにならないように、主要な政策について達成期間などの目標を設定し達成度をチェックするなどP D C Aサイクルによる計画行政の導入を進めていく。
- ・災害による人的・物的な被害に対する補償にあたっては、住民の意向を丁寧に聞き、住民の目線で電力会社や国との交渉を進めていく。必要に応じ、直接住民と対話する専門職員の配置等も検討していく必要がある。
- ・復興に取り組む村の職員には、これまでにないスピード感を持って村独自の施策を展開する能力が求められており、短期間でその能力を高めるために、柔軟かつ機動性の高い組織改編や

人員の集中的な投入、横断的なプロジェクトチーム制導入とともに、役場内での見解の統一を図っていくことが重要となる。また、国や福島県・民間との人事交流などによる意識改革を含め効果的に職員の能力向上を図っていく。

- ・高齢化の進展が必至である川内村として、限られた財源と人材を最大限に活かしながら、まず、帰村した人たちが安全で安心して暮らすことができるように、きめ細かなニーズの把握をもとに重点的、効果的な行政サービスの提供を進めていく必要がある。
- ・帰村意思を持ちながら当面村外の避難先で暮らす村民については、その意向を十分把握し、村への帰属感を維持できるような支援策を継続して行っていく必要がある。
- ・公共公益施設等の利用に際し、受益者負担の考え方について村民に理解を求め、利用料金制度の導入や住民による施設の円滑な管理運営を求めるなど、住民と行政の役割分担を行い、よりきめ細かな住民サービスを展開していく。
- ・指定管理者制度や民間事業者の活用の促進など、民間活力のノウハウを活かした官民協働（PPP）を進め、サービス水準の維持向上とコストの削減を図っていく。
- ・行政コストの削減に加え、中長期的な視点に立って、税負担層の定住促進や企業誘致、産業振興等による歳入確保を進め、将来に向けた安定的な自主財源の確保を図っていく。
- ・復興交付税等により復興期間中に一時的に膨らむ歳出の動向を的確に捉え、投資的経費の戦略的な予算配分など中長期財政計画に基づく無理、無駄のない適正な財源運営を行う。
- ・復興交付金については、公共の予算の使い切り主義から脱却し、事業執行の努力により予算残となった不要額(未使用交付金)については、村独自の基金に積立て可能とし有効に活用できる制度に改めるよう積極的に国に要望する。

(2) 広域連携の推進

① 現状

- ・ 双葉郡の6町2村で組織している双葉地方広域市町村圏組合は、廃棄物処理(ゴミ、し尿処理)、消防、産業廃棄物最終処分場の設置及び管理、共同汚泥処理施設の設置及び管理運営、斎場の設置及び管理運営、准看護学院の設置及び運営管理、介護認定審査会及び障がい程度区分認定審査会の設置及び運営、さらに地方分権の推進と市町村合併調査研究を行うための広域行政研究会の設置など、設立当初からプロパー職員を抱える一部事務組合として、双葉地方の自立的な発展をめざし、広域的・効率的に取り組んできた。
- ・ 平成の大合併による基礎自治体の強化や道州制導入など、わが国の地域政策が地方分権の進展を支える広域的な連携の方向に向かう中で、双葉地方広域市町村圏組合を構成する町村相互の連携・協調による機能分担と相互補完関係を強化する方向での取り組みに努めてきた。
- ・ 原子力発電所事故により、双葉地方の全住民が避難を余儀なくされたことにより広域行政機能が停止し、広域行政を担うための焼却施設が一部稼働するものの他の全施設が停止し復旧の目途も立たない状況にある。
- ・ 双葉地方広域市町村圏組合による消防救急業務や廃棄物処理及び介護認定事務は継続しているもののそれら以外の火葬業務や産業廃棄物最終処分等の広域処理施設が利用できない状況にあり、村民の日々の暮らしに大きな支障を及ぼしている。

② 課題

- ・ 一部事務組合による広域行政にて行っている業務を川内村単独で実施することは難しいが、他町村に先駆けて帰還を進めている川内村は、村民のニーズに応えるために、これまで広域的な処理に委ねてきたゴミ処理、し尿処理、火葬業務等のサービス水準を引き続き維持しなくてはならない。そのためには、関係町村による広域行政の継続への合意形成が必要となる。
- ・ 双葉地方の町村により帰還の時期に相違が生じている中で、6町2村による統一的な復興計画の策定は進んでいないことが懸念される。そのため、川内村が策定する復興計画や総合計画において、広域的な視野のもとで双葉地方の関係町村との連携強化による復興への取組みを示す必要がある。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・ 「双葉郡の復興なくして川内村の復興はない」、「双葉郡の復興なくして福島県の復興はない」という長期的な目標を掲げながら、双葉地方6町2村の連携維持についての再確認、現実的に即した当面の広域行政活動への対処策についての合意形成を図らなければならない。
- ・ 最優先に広域的視点に立ち、双葉地方6町2村が連携し、一刻も早い除染と幹線道路等インフラの復旧実現に向けて主体的に取り組んでいくことが必要である。
- ・ 双葉地方町村会や双葉地方広域市町村圏組合に対し、双葉郡6町2村による復興に向けた検討体制を確立し、双葉地方としての復興のグランドデザインとアクションプログラム（実行計画）、ロードマップ（帰還時期を含む行程表）を作成し共有することについて提案しなければならない。
- ・ 村民の暮らしに不可欠な生活環境を取り戻し帰村を促進するためには、村民の生活に密着した広域行政の事務事業の早期な復旧が必要である。川内村が策定する計画は、双葉地方の将来を見据えた内容を含め、その計画内容については、双葉地方6町2村での合意形成と共有化を図るべく提案していく。
- ・ 双葉地方の他自治体の住民や行政ニーズを把握し、他自治体の避難住民の受入れを見据えた

施設の整備等について検討していくとともに、関係する町村の理解と協力を得て先行的な事業の実現に向けた調整を図っていく。

- ・ 村民の日常生活に不可欠な広域行政機能を早期回復することが重要ではあるが、双葉地方の他自治体の帰還時期は長期にわたることが予想されることから、機能を回復するには時間を要することが見込まれる。このため、いわき市や田村市、小野町、郡山市等近隣の自治体との連携を強めていく必要がある。このことにより、医療・福祉・教育関連など、川内村だけでは不足している生活利便機能を補完することで村民の帰村を促していく。

[V] 新たな創造に取り組む村

1. 復興のフロンティアとしての村づくり

(1) 「町外コミュニティ」整備への対応

① 現状

- ・ 原子力発電所事故で長期な避難を強いられている住民が、帰還できるまでに居住する拠点を他の自治体に求める「町外コミュニティ(仮のまち)」の構想が国や県により検討されている。こうした動きを踏まえ、村は、双葉地方の他自治体の復興なくして村の復興はなく、村は双葉地方の復興フロントランナーとしての役割を果たすことが重要を考えることから、双葉地方の他自治体の「町外コミュニティ」の受け入れに対する検討を進めている。
- ・ 「町外コミュニティ」の考え方として、新しい市街地を形成し「町外コミュニティ」内での集落形成や村民とのコミュニティを重視し共生しながら居住する方法などが考えられるが、村での土地利用の現状や農地への規制等を踏まえながら、他自治体の要請に応じられるように進めていく必要がある。
- ・ 双葉地方の他自治体の住民には、これまで住んでいた町村に戻ることができないことで、自宅へ距離的に近い川内村への居住を希望するといったニーズも出てきている。
- ・ 村としては全村民の帰村に努力するが、村民は放射能汚染など様々な問題を抱えており、全村民の帰村が厳しい状況にある。自治体の運営継続には、住民の協働が重要な課題となる。このため、「町外コミュニティ」あるいは双葉地方の他自治体からの一時的な転入等を積極的に受け入れることは、村の将来にとっても重要なこととなる。

② 課題

- ・ 「町外コミュニティ」については、県内外の各自治体に避難をしている双葉地方の町村民がそれぞれの意向が複雑に絡み合っており、村の意向だけで定まらない面が多い。しかし、村としては、受け入れを念頭に置きつつ、村づくりを検討していくことが必要と考える。特に、新たな住宅用地を確保することは、短期間での土地利用の転換が必要となり、早期な造成や住宅整備を実施しなければならないことを考慮しておく必要がある。
- ・ 双葉地方の他自治体から、一時的に村への転入を希望する方々のニーズに対応した住宅環境の整備を検討する必要がある。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・ 「町外コミュニティ」に関する国や県及び関係市町村の動向について、積極的な情報収集を行うとともに、村への居住を希望する双葉郡内を始めとした村外住民の川内村への居住意向調査を行いつつ、受入れ方法についての検討準備を進め、適正な対処策を講じる。
- ・ 「町外コミュニティ」に関連し、新規の住宅整備や宅地開発、それらに伴う公園や各種供給処理施設整備(上下水道等)の必要性の検討を行い、適正な対処策を講じる。
- ・ 避難者以外で村への転入を希望する方々に対して提供できる住宅状況の確認とそのための対処策を講ずるためにも、村内での空き家及び空き地状況の把握と所有者への意向調査の実施等について検討し、適正な対処策を講じる。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

① 現状

- ・ 原子力発電所事故を踏まえ、安全で自然に優しいエネルギーを確保するために、村の産業面からの原動力としても活用が考えられる再生可能エネルギー事業の導入を検討している。具体的には、木質バイオマス発電施設の整備事業や太陽光を利用したメガソーラー、河川水を活用した小水力発電などである。
- ・ 平成 24 年 8 月 26 日には「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、再生可能エネルギーへの取り組み環境が整い、発電による買取価格が従来と比較して向上したことにより、再生可能エネルギー事業の導入を進める上で、大きな後押しとなっている。

② 課題

- ・ 木質バイオマス発電事業に関しては、山林の維持管理を含めた森林施業と放射性物質の除去による放射線量の軽減を目指す除染作業から発生する廃材等を燃料として活用することが考えられるが、事業の採算性を十分に見極めたうえで、その導入について判断することが重要である。
- ・ メガソーラー発電や小水力発電については、民間事業者による事業導入に向け、必要な条件整備を整え、積極的に各々の事業実現を目指してしていくことが重要である。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・ 木質バイオマス発電事業については、各分野からの詳細な事業採算性を十分に調査し、将来にわたっての村の財政事情を考慮し、村政の運営に大きな影響を及ぼすことの無いことを確認するとともに、村単独での事業とすべきか、より広域的な組織体制にて事業の取り組みを行うことが適正なのか、国や県及び木質バイオマス発電事業を検討している自治体と協議連携し事業の方向性を見出し、その結果に基づいて、事業の取り組みを判断していく。
- ・ 村の景観や生活環境を考慮し、メガソーラー発電や小水力発電等の再生可能エネルギー事業の設置や運営を行う民間事業者の誘致、事業推進の環境整備や導入の支援を図っていく。

（３）除染及び放射能管理への対応の強化・充実

① 現状

- ・ 原子力発電所事故による放射性物質の飛散により村全体が汚染され、全村民が避難を余儀なくされた。村内の放射線量は、地区単位で異なり役場の位置を中心した場合、南東部から南部に掛けての地区が放射能汚染がひどく、放射線量も高い。村全体で見ると役場付近の地区では放射線量が低くなっているが、役場から四方に広がるにつれ放射線量が高くなる。放射線量の軽減を図らなければ、安心して生活のできない地域が生じているなど深刻な放射能汚染問題を抱えている。
- ・ 村では、原子力発電所事故以前の環境を取り戻すために、国の方針を踏まえつつも早期に除染計画を作成し、平成 23 年度から平成 24 年度に掛けて、村民の生活空間や子供の教育環境である小中学校等をはじめとした居住域の除染作業を優先させ放射線量の軽減を図り、目標値の水準まで下げることに取り組んできている。また、居住地と併せ農地等の除染作業も進めている。平成 25 年度以降については、引き続き、放射能管理を行いつつ、目標とする水準に放射線量が下がらないエリアについては、引き続き除染を行うことを計画している。
- ・ 原子力発電所事故による放射性物質により、村民は健康被害に対する強い不安があり、その不安は将来にわたるものである。こうした状況の中で、健康被害の管理については、国や福島県と連携しつつ取組みを行っている。
- ・ 除染に伴い発生する放射性物質の除染廃棄物は、住民の理解と協力のもとで、村有地の一部に仮置き場を設置し保管している。しかし、住民との約束等もあり、国が設置する中間貯蔵施設へ早期に移動することが求められている。

② 課題

- ・ 継続して放射線量の測定を行うとともに適切かつ定期的に結果の公表を行う。測定結果に基づき除染作業を適切に実施することで、村民が安心して暮らせる生活環境を取り戻すことが重要となる。
- ・ 村民には、放射能に伴う健康被害に強い不安があることから、将来にわたっての健康管理や被ばく予防への取組みを行うことが重要である。
- ・ 除染作業に伴い発生している放射性物質の除染廃棄物については、現状の保管場所は仮置き場のため、正式な中間貯蔵施設へ早期に移動することが緊急の課題となっている。
- ・ 国の方針を踏まえ作成した除染実施計画に基づき、村の除染が行われているものの村の大部分を占める森林の除染は行われていない。こうした中で、居住エリアの一次除染作業が終了後も放射線量が目標基準値を下回らない地区が多く存在し、早期に継続した二次除染作業の実施を行うとともに、農地や森林エリアの適切な除染の実施によって放射線量を低下させ、引き続き十分な監視を行うことが必要である。村民の安全安心を得るために必要な除染を、国と協議をし、適切に実施していくことが村民の帰村を促す行為として必要不可欠である。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・ 除染を徹底して行うとともに引き続きモニタリングを行うなど、放射能管理への対応を強化・充実し、村民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境づくりのため、国や福島県と連携し早期な対策を進めて行く。
- ・ 放射能に伴う健康被害に対する村民の不安を軽減・払しょくしていくために、国や福島県と連携して適切な対応を進めて行く。
- ・ 除染に伴い発生する除染廃棄物の保管を適切に行うため、国や福島県と連携し、村民の理解

を得ながら、村民が安心できる仮置き場の設置と監視体制の徹底により、国が設置する中間貯蔵所への早期移動を実現するための取組みを強化する。

- ・放射線量の推移を見極めつつ、平成 24 年度に作成した除染実施計画を適宜見直し、適切な除染作業を進めて、村民の安全と安心を確保し村民の帰村を促していく。

(4) 帰村促進への継続的な対応

① 現状

- ・平成 24 年 4 月から帰村が開始され、平成 24 年 12 月で約 4 割の村民が帰村した状況と見込まれる(避難先との二地域居住も含める)。
- ・避難先である郡山市・いわき市等の日常生活環境面での利便性の高さから、現状の村の生活環境では、なかなか帰村が進まないとの声もある。
- ・帰村が進まないと、従前のような健全で活発な経済活動や日常生活が営まれず、空き家が増え防犯や防災上の問題が生じることが予想され、加え地域コミュニティの維持などに影響が出るなど、村政に大きな支障を及ぼす懸念が高まる。

② 課題

- ・帰村を希望するすべての村民が、安心して帰村できるように、放射能汚染への適切かつ継続的な対応を図るとともに、生活に必要な環境、具体的には、最低限の生活に必要な基盤を整備確保することが重要である。(雇用の場、教育、医療、品物の調達関連、各種サービスなど)
- ・帰還した村民と村外に避難を続ける村民との交流等により、帰村しやすい環境づくりを行うことが重要である。
- ・村民が望む放射線量の軽減のための適切な除染作業を継続的に実施していくことが重要である。

③ 施策の方向と具体的内容

- ・すべての村民の早期帰村に向け、必要な条件整備を、国や福島県とともに連携し実施する。
- ・村民が望む除染作業の徹底した実施と継続的で適切なモニタリングの実施、それらの実施状況等を早期に村民へ適切に情報の公開を行う。
- ・帰村していない村民から、帰村意向と帰村に必要な条件を継続的に調査し、その対処策をどのように実施していくのか検討するとともに、村の現状を、適宜かつ正確に発信し続ける。
- ・帰還村民と避難先(村外)住民との交流機会を数多く設け、村民個々の不安意識の壁を排除し、村民間の絆を再構築し帰村への足掛かりに繋げていく。

V 町外コミュニティの受け入れについて

現在、双葉地方8ヶ町村の住民は、ふるさとへの帰還を希望しながらも町村外での避難生活を余儀なくされている。避難から2年が経過しても、いつ帰還し、元の場所で生活できるのかわからないという状況の中で、少しでもふるさとに近い双葉郡内での暮らしを求め帰還できる日を待ちたいというニーズが根強いと言われている。

他の自治体の帰還時期について、いまだに先が見えない状況の中で、居住可能な川内村が双葉地方の先導的な役割を果たすという観点に立ち、率先して一時的にでも居住を希望する人々に「町外コミュニティ」の場を提供しなければならないと考えている。

今後、広域的な調整の下で、関係自治体や住民との協議検討を進め、「町外コミュニティ」を積極的に受け入れる体制づくりを整える必要がある。その際、新たな住民と村民との軋轢が生じないコミュニティづくりのために、日頃から交流の場を設け、村外から入村した住民に、川内村で生活していることによるメリットが示される生活環境づくりを進めていくことが重要となる。当然、デメリット面も生じることが予想されるが、その際は、相互の話し合いや国及び福島県との連携などにより、デメリットの解消に努めることとする。村では「町外コミュニティ」の受け入れを検討しながら持続可能な村づくりとの整合性を十分に図り、将来に結びつく生活環境や諸条件の整備を推進していく必要がある。その際の主なポイントについて以下に整理する。

1. 「町外コミュニティ」受け入れの意義

- ・村外から「町外コミュニティ」により多くの人たちが、まとまって移住することにより急激に人口が増加し、新たな就労や消費などが増えることとなる。短期間での生活基盤づくりを進めることで、地元経済や村民活動の活性化が図られると共に帰村者の促進にも繋がることと予想される。
- ・原子力発電所事故による避難者として、不自由な環境での生活を強いられて来たことを考慮し、川内村での生活による不安感の払しょくや心身面における健康改善が図られることを期待する。
- ・「町外コミュニティ」で移住した人々の多くは、ふるさとへ帰還するまでの一時的な居住となるため、帰還後の空き家や空き地となった住居や敷地の維持管理や活用について、設置前から想定した対応を準備することが不可欠となる。

2. 「町外コミュニティ」受け入れに際しての留意事項

- ・「町外コミュニティ」への対応に際しては、村の土地利用計画等との整合を図るとともに基盤整備や住宅・宅地開発及び公共・公益施設整備などについては、「町外コミュニティ」による入村者帰還後の各種建造物等の維持管理に係る問題点等を推測し、整備前から国及び福島県と十分な協議・調整を図ったうえでは判断することとする。
- ・短期間に著しく人口が増加すると村のさまざまな環境に影響と変化を及ぼすことになる。大規模な開発に際しては、農地転用や林地開発等の大きな土地利用の変更を伴うことから、村の大切な財産である豊かな自然と農村風景の保全や居住地域の適正配置などについて、計画的な土地利用のもとで環境に十分配慮した土地造成を行うことが必要となる。
- ・短期間に村が1000人、2000人単位の人口を受け入れれば、村が経験したことのないような著しい人口増加が進み、これまでの延長線上で考えた村づくりでは対応することができ

ない。重要な生活インフラである上水（簡易水道の整備）、下水（農業集落排水処理事業の見直し）、公共施設（コミュニティ施設等の整備）等の整備について維持管理面を含め、十分に事業内容を検討することが不可欠となる。加えて、増加人口に占める高齢者の割合が高いことが予想されるため、医療・福祉サービス、新たなコミュニティ形成などの多様化する生活ニーズに対する各種サービスの提供内容の検討なども必要となる。

- ・長期的な視点に立って将来を見据えた事業だとしても「町外コミュニティ」の受け入れは、村にとって重要な案件となるため、本答申の村づくりの柱に掲げた「村民とともに歩む村」の精神を尊重し、全村民（帰還した村民、避難先で暮らす村民）に対し、十分な情報の共有を図り、村民との検討協議を重ね、合意形成のもとで、全村一丸となって取り組んでいく必要がある。